

# QT PRO VLANサービスワイド契約約款

2019年2月1日

株式会社QTnet

## 目 次

### 第1章 総則

- 第1条 約款の適用
- 第2条 約款の変更
- 第3条 用語の定義

### 第2章 QT PRO VLANサービスワイドの区分等

- 第4条 QT PRO VLANサービスワイドの区分
- 第5条 QT PRO VLANサービスワイドの品目等

### 第3章 QT PRO VLANサービスワイドの提供区域

- 第6条 QT PRO VLANサービスワイドの提供区域

### 第4章 契約

- 第7条 契約の単位
- 第8条 共同契約
- 第9条 収容区域及び加入区域
- 第10条 当社契約者回線の終端
- 第11条 QT PRO VLANサービスワイド契約申込の方法
- 第12条 QT PRO VLANサービスワイド契約申込の承諾
- 第13条 最低利用期間
- 第14条 区分の変更
- 第15条 品目等の変更
- 第16条 加入契約回線等の移転
- 第17条 当社契約者回線の異経路
- 第18条 契約者の数の変更
- 第19条 その他の契約内容の変更
- 第20条 利用の一時中断
- 第21条 利用権の譲渡の禁止
- 第22条 契約者が行うQT PRO VLANサービスワイド契約の解除
- 第23条 当社が行うQT PRO VLANサービスワイド契約の解除
- 第24条 その他の提供条件

### 第5章 契約者回線群の設定等

- 第25条 契約者回線群の設定
- 第26条 契約者回線群の変更等
- 第27条 契約者回線群の廃止

### 第6章 付加機能

- 第28条 付加機能の提供
- 第29条 付加機能の変更
- 第30条 付加機能の廃止

### 第7章 端末設備の提供等

- 第31条 端末設備の提供

- 第 32 条 端末設備の移転
- 第 33 条 端末設備の利用の一時中断

## 第 8 章 回線相互接続

- 第 34 条 当社又は他社の電気通信回線の接続
- 第 35 条 他社接続回線との相互接続
- 第 36 条 他社接続回線接続変更
- 第 37 条 接続休止
- 第 38 条 相互接続点の所在場所の揭示等

## 第 9 章 利用中止等

- 第 39 条 利用中止
- 第 40 条 利用停止

## 第 10 章 通信等

- 第 41 条 通信利用の制限等
- 第 42 条 協定事業者の契約約款等による制約

## 第 11 章 料金等

- 第 1 節 料金及び工事に関する費用
  - 第 43 条 料金及び工事に関する費用
- 第 2 節 料金等の支払義務
  - 第 44 条 料金の支払義務
  - 第 45 条 工事費の支払義務
  - 第 46 条 線路設置費の支払義務
  - 第 47 条 設備費の支払義務
- 第 3 節 料金の計算等
  - 第 48 条 料金の計算方法等
  - 第 49 条 料金等支払いの連帯責任
- 第 4 節 保証金
  - 第 50 条 保証金
- 第 5 節 割増金及び遅延損害金
  - 第 51 条 割増金
  - 第 52 条 遅延損害金
- 第 6 節 他社接続回線に係る料金等
  - 第 53 条 他社接続回線に係る料金等

## 第 12 章 保守

- 第 54 条 契約者の維持責任
- 第 55 条 契約者の切分責任
- 第 56 条 修理又は復旧の順位

## 第 13 章 損害賠償

- 第 57 条 責任の制限
- 第 58 条 免責

## 第 14 章 雑則

- 第 59 条 承諾の限界
- 第 60 条 利用に係る契約者の義務
- 第 61 条 他人に使用させる場合の契約者の義務
- 第 62 条 契約者からの当社契約者回線及び端末設備の設置場所の提供等
- 第 63 条 技術的事項及び技術資料の閲覧
- 第 64 条 契約者からの通知
- 第 65 条 契約者の氏名等の通知
- 第 66 条 協定事業者からの通知
- 第 67 条 協定事業者の電気通信サービスに関する料金等の回収代行
- 第 68 条 法令に規定する事項
- 第 69 条 契約者情報の取扱い
- 第 70 条 閲覧

## 第 15 章 附帯サービス

- 第 71 条 附帯サービス

### 別記

- 1 QT PRO VLAN サービスワイドの提供区域等
- 2 加入契約回線と接続ができる他社接続回線
- 3 利用契約回線と接続ができる当社の電気通信サービスに係る電気通信回線
- 4 契約者の地位の承継
- 5 契約者の氏名等の変更
- 6 協定事業者
- 7 契約者からの当社契約者回線及び端末設備の設置場所の提供等
- 8 自営端末設備の接続
- 9 自営端末設備に異常がある場合等の検査
- 10 自営電気通信設備の接続
- 11 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査
- 12 当社の維持責任
- 13 協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行
- 14 新聞社等の基準
- 15 技術資料の項目
- 16 支払証明書の発行

### 料金表

#### 通則

- 第 1 表 料金
  - 1 適用
  - 2 回線使用料
  - 3 加算額
- 第 2 表 工事に関する費用
  - 第 1 工事費
    - 1 適用
    - 2 工事費の額
  - 第 2 線路設置費
    - 1 適用
    - 2 線路設置費の額

- 第3 設備費
  - 1 適用
  - 2 設備費の額
- 第3表 附帯サービスに関する料金
  - 1 適用
  - 2 料金額

料金表別表1

- (1) A T M方式の品目に係る伝送速度
- (2) イーサネット方式の品目に係る伝送速度

別表 基本的な技術的事項

附則

## 第1章 総則

### (約款の適用)

第1条 当社は、このQT PRO VLANサービスワイド契約約款（以下「約款」といいます。）を定め、これによりQT PRO VLANサービスワイド（当社がこの約款以外の契約約款等を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。

（注）本条のほか、当社は、QT PRO VLANサービスワイドに附帯するサービス（当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。）をこの約款により提供します。

### (約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

### (用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語は、それぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 QT PRO VLANサービスワイド網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてイーサネットフレーム又はインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
4 QT PRO VLANサービスワイド	KDDI株式会社のワイドエリアバーチャルスイッチサービス契約約款に基づき提供される電気通信回線設備を使用して行う電気通信サービス
5 QT PRO VLANサービスワイド取扱局	電気通信設備を設置し、それによりQT PRO VLANサービスワイドを提供する事業所
6 QT PRO VLANサービスワイド取扱所	QT PRO VLANサービスワイドに関する業務を行う事務所
7 収容局設備	電気通信回線を収容するためにQT PRO VLANサービスワイド取扱局に設置される電気通信設備
8 QT PRO VLANサービスワイド契約	当社からQT PRO VLANサービスワイドの提供を受けるための契約
9 契約者	当社とQT PRO VLANサービスワイド契約を締結している者
10 相互接続点	KDDI株式会社とKDDI株式会社が別に定める電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）との間の相互接続協定（事業法第33条第9項若しくは同条第10項又は第34条第4項の規定に基づきKDDI株式会社が別に定める電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとしま

	す。)に基づく相互接続に係る電気通信設備の接続点
11 協定事業者	KDDI株式会社とワイドエリアバーチャルスイッチサービスに係る相互接続協定を締結している当社が別に定める電気通信事業者
12 他社接続回線	相互接続点において、KDDI株式会社の電気通信回線と相互に接続する電気通信回線であって、協定事業者の電気通信サービスに係る契約に基づいて相互接続点と当該契約の申込者が指定する場所との間に設置されるもの
13 加入契約回線	相互接続点を介して他社接続回線と収容局設備とを相互に接続するための電気通信設備とを相互に接続するための電気通信回線
14 当社契約者回線	QT PRO VLANサービスワイド契約に基づく収容局設備とQT PRO VLANサービスワイド契約の申込者が指定する場所との間に設置する電気通信設備
15 アクセスポイント	QT PRO VLANサービスワイド契約に基づいて設置される電気通信回線と、QT PRO VLANサービスワイド通信サービス以外のKDDI株式会社の電気通信サービスに係る電気通信回線との接続点
16 利用契約回線	アクセスポイントを介してQT PRO VLANサービスワイド以外の電気通信サービスに係る電気通信回線と収容局設備とを相互に接続するための電気通信設備
16の2 利用契約回線等	利用契約回線又は特定利用契約回線
17 加入契約回線等	加入契約回線、当社契約者回線、インターネット接続回線（料金表第1表（QT PRO VLANサービスワイド契約の料金）1（適用）（2）に定めるインターネットを利用する方式のもの（以下「インターネットを利用する方式のもの」といいます。）に係るものに限ります。）
17の2 トラフィックフリー機能	契約者が当社所定の方法によりあらかじめ指定した加入契約回線等（料金表に定めるクラス1-2又はクラス2-2のイーサネット方式のもの（1Mb/s（バーストタイプ）及び10Mb/s（バーストタイプ）に係るものを除きます。）に限ります。以下「プラットフォーム回線」といいます。）と他の加入契約者回線等との間の通信について、当該他の加入契約回線等の品目に係る伝送速度を超える符号伝送速度（プラットフォーム回線の品目に係る符号伝送速度以下のものに限ります。）による通信を可能とする取扱い
18 契約者回線群	QT PRO VLANサービスワイド網を使用して相互に通信を行うことのできる1以上の加入契約回線等により構成される回線群（1以上の特定利用契約回線が含まれるものを含みます。）
19 端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
20 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
21 自営電気通信設備	電気通信事業者（電気通信回線設備を設置する者に限ります。）以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
22 技術基準等	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）及び端末設備等の接続の技術的条件
23 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

## 第2章 QT PRO VLANサービスワイドの区分等

(QT PRO VLANサービスワイドの区分)

第4条 QT PRO VLANサービスワイドには、次の区分があります。

第1種QT PRO VLANサービスワイド	イーサネットフレームにより符号の伝送交換を行うQT PRO VLANサービスワイド
第2種QT PRO VLANサービスワイド	インターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うQT PRO VLANサービスワイド

(QT PRO VLANサービスワイドの品目等)

第5条 QT PRO VLANサービスワイドには、料金表に規定する品目及び通信又は保守の態様による細目等があります。

## 第3章 QT PRO VLANサービスワイドの提供区域

(QT PRO VLANサービスワイドの提供区域)

第6条 当社のQT PRO VLANサービスワイドは、別記1に定める提供区域において提供します。

- 2 当社は、当社が指定するQT PRO VLANサービスワイド取扱所において、相互接続点又はアクセスポイントの所在場所を閲覧に供します。
- 3 相互接続点の所在場所については、相互接続協定に基づいて、変更することがあります。

## 第4章 契約

(契約の単位)

第7条 当社は、加入契約回線等1回線ごとに1のQT PRO VLANサービスワイド契約を締結します。

(共同契約)

第8条 当社は、1の加入契約回線等について、契約者が2人以上となるQT PRO VLANサービスワイド契約（以下「共同契約」といいます。）を締結します。

- 2 前項の場合、契約者のうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします

(收容区域及び加入区域)

第9条 当社は、料金表第1表（料金）に定めるところにより收容区域及び加入区域を設定します。

- 2 当社は、当社が指定するQT PRO VLANサービスワイド取扱所においてその收容区域及び加入区域を閲覧に供します。

(当社契約者回線の終端)



第10条 当社は、契約者が指定した場所（料金表に規定する收容区域内に限ります。）内の建物又は工  
作物において、当社の線路から原則として最短距離にあつて、堅固に施設できる地点に保安器、配線  
盤又は回線終端装置を設置し、これを当社契約者回線の終端とします。

2 当社は、前項の地点を定めるときは、契約者と協議します。

（QT PRO VLANサービスワイド契約申込の方法）

第11条 QT PRO VLANサービスワイド契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について  
記載した当社所定の契約申込書を、契約事務を行うQT PRO VLANサービスワイド取扱所に  
提出していただきます。

- (1) QT PRO VLANサービスワイドの区分、品目及び通信又は保守の態様による細目等
- (2) 所属する契約者回線群
- (3) 加入契約回線に係るQT PRO VLANサービスワイド契約の申込みにあつては、相互  
に接続する他社接続回線に係るサービスの品目、通信又は保守の態様による細目、区間及び協  
定事業者の氏名又は名称
- (4) 当社契約者回線に係るQT PRO VLANサービスワイド契約の申込にあつては、当社  
契約者回線の終端の設置場所
- (5) 利用契約回線に係るQT PRO VLANサービスワイド契約の申込にあつては、アクセ  
スポイントを介して接続するKDDI株式会社の電気通信回線に係る区間、サービスの品目等
- (6) その他QT PRO VLANサービスワイドの内容を特定するために必要な事項

（QT PRO VLANサービスワイド契約申込の承諾）

第12条 当社は、QT PRO VLANサービスワイド契約の申込みがあつたときは、受け付けた順  
序に従つて承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、そのQT PRO VLANサービスワイド契  
約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 加入契約回線等若しくは契約者回線群を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
- (2) QT PRO VLANサービスワイド契約の申込みをした者がQT PRO VLANサービ  
スワイドの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) QT PRO VLANサービスワイド契約の申込時に指定する契約者回線群が存在しないと  
き。
- (4) QT PRO VLANサービスワイド契約の申込時に指定する契約者回線群について、第25  
条（契約者回線群の設定）に規定する回線群代表者の承諾が得られないとき。
- (5) 申込みをしたQT PRO VLANサービスワイドの区分が、所属する契約者回線群を構成す  
る加入契約者回線等に係るQT PRO VLANサービスワイドの区分と異なるとき。
- (6) KDDI株式会社の電気通信サービスに係る電気通信回線と接続するQT PRO VLAN  
サービスワイド契約の申込みにあつては、利用契約回線と相互に接続するKDDI株式会  
社の電気通信サービスに係る電気通信回線を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なと  
き。
- (7) 他社接続回線と接続するQT PRO VLANサービスワイド契約の申込みにあつては、そ  
のQT PRO VLANサービスワイド契約の申込みをした者が、他社接続回線について協定  
事業者と契約を締結している者とならないとき、その他社接続回線との相互接続に  
関してその他社接続回線に係る協定事業者の承諾が得られないとき、又はその他その申込内容  
が相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。
- (8) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(最低利用期間)

第 13 条 QT PRO VLAN サービスワイドについては、料金表第 1 表 (料金) に定めるところにより最低利用期間があります。

2 契約者は、前項の最低利用期間内に QT PRO VLAN サービスワイド契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第 1 表 (料金) に規定する額を支払っていただきます。

(区分の変更)

第 14 条 契約者は、QT PRO VLAN サービスワイドの区分の変更の請求をすることができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、第 12 条 (QT PRO VLAN サービスワイド契約申込の承諾) の規定に準じて取り扱います。

(品目等の変更)

第 15 条 契約者は、QT PRO VLAN サービスワイドの品目及び通信又は保守の態様による細目並びに料金表第 1 表 (料金) に定めるタイプ及びプランの変更の請求をすることができます。

ただし、料金表に別段の定めがあるときは、その定めるところによります。

2 前項の請求があったときは、当社は、第 12 条 (QT PRO VLAN サービスワイド契約申込の承諾) の規定に準じて取り扱います。

(加入契約回線等の移転)

第 16 条 契約者は、加入契約回線等の移転の請求をすることができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、第 12 条 (QT PRO VLAN サービスワイド契約申込の承諾) の規定に準じて取り扱います。

(当社契約者回線の異経路)

第 17 条 当社は、当社の業務の遂行上支障がない場合において、契約者の請求に基づき、その当社契約者回線を通常の経路以外の当社が指定する経路 (以下「異経路」といいます。) により設置します。

(契約者の数の変更)

第 18 条 契約者は、契約者の数を増減する申込みをすることができます。この場合、新たに契約者となる者又は契約者でなくなる者と連署した当社所定の契約申込書 (第 11 条 (QT PRO VLAN サービスワイド契約申込の方法) の契約申込書に準拠したものとします。) を契約事務を行う QT PRO VLAN サービスワイド取扱所に提出していただきます。

2 当社は、前項の申込みがあったときは、第 12 条 (QT PRO VLAN サービスワイド契約申込の承諾) の規定に準じて取り扱います。

(その他の契約内容の変更)

第 19 条 当社は、契約者から請求があったときは、第 11 条 (QT PRO VLAN サービスワイド契約申込の方法) 第 5 号に規定する契約内容の変更を行います。

2 前項の請求があったときは、当社は、第 12 条（QT PRO VLAN サービスワイド契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（利用の一時中断）

第 20 条 当社は、契約者から請求があったときは、QT PRO VLAN サービスワイドの利用の一時中断（その QT PRO VLAN サービスワイドに係る電気通信設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

（利用権の譲渡の禁止）

第 21 条 利用権（契約者が QT PRO VLAN サービスワイド契約に基づいて QT PRO VLAN サービスワイドの提供を受ける権利をいいます。）は、譲渡することができません。

（契約者が行う QT PRO VLAN サービスワイド契約の解除）

第 22 条 契約者は、QT PRO VLAN サービスワイド契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ QT PRO VLAN サービスワイド取扱所に書面により通知して頂きます。

（当社が行う QT PRO VLAN サービスワイド契約の解除）

第 23 条 当社は、次の場合には、その QT PRO VLAN サービスワイド契約を解除することがあります。

(1) 第 40 条（利用停止）の規定により QT PRO VLAN サービスワイドの利用停止をされた契約者がなおその事実を解消しないとき。

(2) 相互接続協定に基づく相互接続の一時停止又は相互接続協定の解除若しくは協定事業者の電気通信事業の休止又は他社接続回線に係る相互接続点の所在場所の変更若しくは廃止により、契約者が他社接続回線を利用することができなくなった場合であって、利用の一時中断又は第 36 条（他社接続回線接続変更）に規定する他社接続回線接続変更の請求を行わないとき。

(3) その QT PRO VLAN サービスワイド契約に係る契約者回線群について、第 27 条（契約者回線群の廃止）に規定する契約者回線群の廃止があった場合であって、第 26 条（契約者回線群の変更等）に規定する所属する契約回線群の変更の請求を行わないとき。

2 当社は、契約者が第 40 条第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項第 1 号の規定にかかわらず、QT PRO VLAN サービスワイドの利用停止をしないでその QT PRO VLAN サービスワイド契約を解除することがあります。

3 当社は、前 2 項の規定により、その QT PRO VLAN サービスワイド契約を解除しようとするときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。

（その他の提供条件）

第 24 条 QT PRO VLAN サービスワイド契約に関するその他の提供条件については、別記 4 及び 5 に定める他、当社が別に定めるところによります。

## 第5章 契約者回線群の設定等

### (契約者回線群の設定)

第25条 契約者回線群は、次の場合に新設することができます。

- (1) Q T P R O V L A Nサービスワイド契約の申込みをするとき。
- (2) 現に利用している契約者回線群を分割するとき。

2 前項の場合において、その契約者回線群に所属する加入契約回線等に係る契約者のうち1人を回線群代表者(その契約者回線群に所属する加入契約回線等に係る契約者であって、契約者回線群の設定、変更又は廃止の手続き等を代表できる者をいいます。以下同じとします。)を定めて、Q T P R O V L A Nサービスワイド取扱所に届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

3 回線群代表者となる者から契約者回線群の新設の請求があったときは、当社は、第12条(Q T P R O V L A Nサービスワイド契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

4 当社は、1の契約者回線群ごとに、契約者回線群識別番号(契約者回線群を識別するために当社が定める番号をいいます。以下同じとします。)を付与します。

5 前4項で定めるほか契約者回線群の取り扱いについて、料金表第1表(料金)に別段の定めがあるときは、その定めるところによります。

### (契約者回線群の変更等)

第26条 契約者(回線群代表者を除きます。)は、加入契約回線等について現に所属する契約者回線群から他の契約者回線群へ、所属する契約者回線群の変更の請求を行うことができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、第12条(Q T P R O V L A Nサービスワイド契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。この場合における契約者回線群識別番号は、変更後の契約者回線群に対応するものとします。

3 契約者は、回線群代表者をその契約者回線群に所属する契約者の承認が得られない場合を除いて、同一の契約者回線群に所属する他の契約者に変更することができます。

### (契約者回線群の廃止)

第27条 当社は、次の場合には、契約者回線群を廃止します。

- (1) 回線群代表者から、その契約者回線群の廃止の請求があったとき。
- (2) 回線群代表者に係る加入契約回線等について、契約の解除があった場合であって、第26条(契約者回線群の変更等)第3項に規定する回線群代表者の変更の請求がないとき。
- (3) その契約者回線群に所属する加入契約回線等がなくなったとき。

## 第6章 付加機能

### (付加機能の提供)

第28条 当社は、契約者から請求があったときは、そのQ T P R O V L A Nサービスワイド契約について、次の場合を除き、料金表第1表(料金)に定めるところにより付加機能を提供します。

- (1) 付加機能の提供を請求した契約者が、付加機能利用料の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) 付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等 Q T P R O V L A N サービスワイドに関する当社の業務の遂行上支障があるとき。

(付加機能の変更)

第 29 条 契約者は、付加機能の品目及び設備の態様による細目の変更の請求をすることができます。  
2 前項の請求があったときは、当社は、第 28 条（付加機能の提供）の規定に準じて取り扱います。

(付加機能の廃止)

第 30 条 当社は、次の場合には付加機能を廃止します。

- (1) その付加機能の提供を受けている契約者から、Q T P R O V L A N サービスワイド契約の解除又は付加機能の廃止の申し出があったとき。
- (2) 当社は、料金表第 1 表（料金）に別の定めがあるときは、その付加機能の利用の廃止を行うことがあります。

## 第 7 章 端末設備の提供等

(端末設備の提供)

第 31 条 当社は、契約者から請求があったときは、その加入契約回線等について料金表第 1 表（料金）に定めるところにより端末設備を提供します。

(端末設備の移転)

第 32 条 当社は、契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の移転を行います。

(端末設備の利用の一時中断)

第 33 条 当社は、契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の利用の一時中断（その端末設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

## 第 8 章 回線相互接続

(当社又は他社の電気通信回線の接続)

第 34 条 契約者は、その当社契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その当社契約者回線と当社又は当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線との接続の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を Q T P R O V L A N サービスワイド取扱所に提出していただきます。

2 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款及び料金表等によりその接続が制限されるときを除き、その請求を承諾します。この場合において、当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証しません。

(他社接続回線との相互接続)

第 35 条 当社は、他社接続回線と接続する Q T P R O V L A N サービスワイド契約の申込みを承諾したときは、その他社接続回線と接続する相互接続点において、指定のあった他社接続回線との接続を行います。

(他社接続回線接続変更)

第 36 条 当社は、契約者から請求があったときは、その他社接続回線に係る相互接続点の現在の所在場所において、現在接続されている他社接続回線以外の他社接続回線への接続の変更（以下「他社接続回線接続変更」といいます。）を行います。

2 当社は、前項の請求があったときは、第 12 条（Q T P R O V L A N サービスワイド契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(接続休止)

第 37 条 当社は、相互接続協定に基づく相互接続の一時停止若しくは相互接続協定の解除又は協定事業者における電気通信事業の休止により、契約者が加入契約回線と接続する他社接続回線を全く利用できなくなったときは、その加入契約回線について接続休止とします。

ただし、その加入契約回線について、契約者から加入契約回線等の移転、利用の一時中断若しくは他社接続回線接続変更の請求又は契約の解除の通知があったときは、この限りではありません。

2 当社は、前項の規定により、接続休止をしようとするときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。

3 第 1 項の接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して 1 年間とし、その接続休止の期間を経過した日において、その Q T P R O V L A N サービスワイド契約は解除されたものとして取り扱います。この場合には、当社は、あらかじめそのことを契約者に通知します。

(相互接続点の所在場所の掲示等)

第 38 条 当社は、相互接続点の所在場所について、当社が指定する Q T P R O V L A N サービスワイド取扱所に掲示するものとします。

2 前項の相互接続点の所在場所については、相互接続協定に基づき、これを変更することがあります。

## 第 9 章 利用中止等

(利用中止)

第 39 条 当社は、次の場合には、Q T P R O V L A N サービスワイドの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 第 41 条（通信利用の制限等）の規定により、通信利用を中止するとき。
- (3) 第 38 条（相互接続点の所在場所の揭示等）の規定により、相互接続点の所在場所を変更するとき。

2 当社は、前項の規定により Q T P R O V L A N サービスワイドの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

（利用停止）

第 40 条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6ヶ月以内で当社が定める期間（その Q T P R O V L A N サービスワイドの料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった Q T P R O V L A N サービスワイドの料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、その Q T P R O V L A N サービスワイドの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) 第 60 条（利用に係る契約者の義務）又は第 61 条（他人に使用させる場合の契約者の義務）の規定に違反したとき。
- (3) 当社の承諾を得ずに、当社契約者回線に自営端末設備、自営電気通信設備、当社が別に定める電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
- (4) 当社契約者回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を当社契約者回線から取りはずさなかったとき。

2 当社は、前項の規定により Q T P R O V L A N サービスワイドの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

## 第 10 章 通信等

（通信利用の制限等）

第 41 条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている加入契約回線等（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り、）以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関

災害救助機関 秩序の維持に直接関係がある機関 防衛に直接関係がある機関 海上の保安に直接関係がある機関 輸送の確保に直接関係がある機関 通信役務の提供に直接関係がある機関 電力の供給に直接関係がある機関 水道の供給に直接関係がある機関 ガスの供給に直接関係がある機関 選挙管理機関 別記 14 に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関 預貯金業務を行う金融機関 その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関
---

(協定事業者の契約約款等による制約)

第 42 条 契約者は、当社又は協定事業者の電気通信サービスに関する契約約款（料金表を含みます。）等の規定により、QT PRO VLAN サービスワイドに係る加入契約回線等と接続する他社接続回線その他、当社又はその協定事業者に係る電気通信設備を使用することができない場合においては、QT PRO VLAN サービスワイドサービスを利用することはできません。

## 第 11 章 料金等

### 第 1 節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

第 43 条 当社が提供する QT PRO VLAN サービスワイドの料金は、料金表第 1 表（料金）に定めるところによります。

2 当社が提供する QT PRO VLAN サービスワイドの工事に関する費用は、工事費、線路設置費及び設備費とし、料金表第 2 表（工事に関する費用）に定めるところによります。

(注) 本条第 1 項に規定する料金は、当社が提供する QT PRO VLAN サービスワイドの態様に  
応じて、回線使用料及び加算額を合算したものとします。

### 第 2 節 料金等の支払義務

(料金の支払義務)

第 44 条 契約者は、その QT PRO VLAN サービスワイド契約に基づいて当社が QT PRO VLAN サービスワイドの提供を開始した日（端末設備の提供についてはその提供を開始した日）から起算して契約の解除があった日（端末設備についてはその廃止があった日）の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、その日）について、料金表第 1 表（料金）に規定する料金の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用の一時中断等により QT PRO VLAN サービスワイドを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。



- (1) 次の場合が生じたときは、契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。
- ア 利用の一時中断をしたとき。
  - イ 利用停止があったとき。
  - ウ サービスの利用を中止する場合であって、当社があらかじめそのことを契約者に通知したとき。
- (2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の表に規定する場合を除いて、QT PRO VLAN サービスワイドを利用できなかった期間中の料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、そのQT PRO VLAN サービスワイドを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合（2欄から4欄までに該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して、1時間（通信又は保守の態様による細目について、料金表第1表（料金）に別段の定めがある場合はその時間とします。）以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（この表の左欄に規定する時間の倍数である部分に限ります。）に対応するそのQT PRO VLAN サービスワイド（そのQT PRO VLAN サービスワイドの一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。）についての料金
2 当社の故意又は重大な過失によりそのQT PRO VLAN サービスワイドを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのQT PRO VLAN サービスワイド（そのQT PRO VLAN サービスワイドの一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。）についての料金
3 加入契約回線等の移転若しくは端末設備の移転、他社接続回線接続変更、相互接続点又はアクセスポイントの所在地の変更に伴って、QT PRO VLAN サービスワイドを利用できなくなった期間が生じたとき（契約者の都合によりQT PRO VLAN サービスワイドを利用しなかった場合であって、その設備を保留したときを除きます。）。	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのQT PRO VLAN サービスワイド（そのQT PRO VLAN サービスワイドの一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。）についての料金
4 QT PRO VLAN サービスワイドの接続休止をしたとき。	接続休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの期間に対応するそのQT PRO VLAN サービスワイド（そのQT PRO VLAN サービスワイドの一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。）についての料金

- 3 第1項の期間において、契約者が加入契約回線と相互に接続する他社接続回線又は利用契約回線と相互に接続する当社の電気通信回線（以下、「他社接続回線等」といいます。）を利用することができない状態が生じたときのQT PRO VLAN サービスワイドの料金の支払いは、次によります。
- (1) 他社接続回線等の利用の一時中断、利用停止又は契約の解除その他その他社接続回線等の契約者に帰する事由により、契約者がその他社接続回線等を利用することができなくなった場合であっても、契約者は、そのQT PRO VLAN サービスワイドに係る料金の支払いを要します。

- (2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の表に規定する場合を除いて、QT PRO VLAN サービスワイドを利用できなかった期間中の料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、加入契約回線又は利用契約回線と相互に接続する他社接続回線等を全く利用できない状態（その他社接続回線等による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたため、QT PRO VLAN サービスワイドを全く利用できなくなった場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、前項第2号の表の1欄に規定する時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（前項第2号の表の1欄に規定する時間の倍数である部分に限ります。）に対応するそのQT PRO VLAN サービスワイドについての料金
2 加入契約回線又は利用契約回線と相互に接続する他社接続回線等に係る協定事業者又は当社の故意又は重大な過失により、そのQT PRO VLAN サービスワイドを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのQT PRO VLAN サービスワイド（そのQT PRO VLAN サービスワイドの一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。）についての料金

- 4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

（工事費の支払義務）

第45条 契約者は、QT PRO VLAN サービスワイド契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表第1（工事費）に規定する工事費を支払っていただきます。

ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

（線路設置費の支払義務）

第46条 契約者は、次の場合には、料金表第2表第2（線路設置費）に規定する線路設置費を支払っていただきます。

ただし、当社契約者回線の設置等の工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既に線路設置費が支払われているときは、当社は、その線路設置費を返還します。

- (1) 当社契約者回線の終端が区域外（収容区域のうち加入区域以外のものをいいます。以下同じとします。）となるQT PRO VLAN サービスワイド契約の申込みをし、その承諾を受けたとき。
- (2) その終端が区域外にある当社契約者回線について、品目等の変更の請求をし、その承諾を受

けたとき。

(3) 移転後の当社契約者回線の終端が区域外となる加入契約回線等の移転（移転後の当社契約者回線の終端が移転前の当社契約者回線の終端と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内となるものを除きます。）の請求をし、その承諾を受けたとき。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事（区域外における当社契約者回線の新設の工事に限りません。）の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

（設備費の支払義務）

第 47 条 契約者は、特別な電気通信設備の新設等を要する Q T P R O V L A N サービスワイド契約の申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第 2 表第 3（設備費）に規定する設備費を支払っていただきます。

ただし、その設備等の工事の着手前に解除等があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその設備費が支払われているときは、当社は、その設備費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事（解除等を行う前に設備費の支払いを要することとなっている部分に限りません。）の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

### 第 3 節 料金の計算等

（料金の計算方法等）

第 48 条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払い方法は、料金表通則に定めるところによります。

（料金等支払いの連帯責任）

第 49 条 共同契約を締結している各契約者は、契約者が支払うべき料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務の支払いについて、連帯して責任を負っていただきます。

### 第 4 節 保証金

（保証金）

第 50 条 当社は、契約者（新たに契約者となる者を含みます。以下この条において同じとします。）が次のいずれかに該当する場合に、料金表第 1 表（料金）に規定する月額料金の 3 ヶ月分に相当する額を超えない範囲で当社が別に定める条件に従って保証金を預けていただくことがあります。

(1) 契約者が現に利用している当社の電気通信サービスの料金について、支払期日を経過してもなお支払わなかった場合

(2) 契約者が、当社の電気通信サービスの料金について支払期日を経過してもなお料金を支払わないことが予想される場合

2 当社は、QT PRO VLANサービスワイド契約を解除した場合には、保証金を契約者が支払うべき料金に充当し、その残額を返還します。

(注) 本条第1項に規定する当社が別に定める条件は、保証金に利息を付さないことを条件として預けていただくこととします。

## 第5節 割増金及び遅延損害金

(割増金)

第51条 契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

(遅延損害金)

第52条 契約者は、料金その他の債務（遅延損害金を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を遅延損害金として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から計算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

## 第6節 他社接続回線に係る料金等

(他社接続回線に係る料金等)

第53条 加入契約回線と相互に接続する他社接続回線又は利用契約回線と相互に接続するKDDI株式会社の電気通信サービスに係る電気通信回線に係る料金又は工事に関する費用（最低利用期間及び責任の制限を含みます。）は、料金表に定めるところによります。

## 第12章 保守

(契約者の維持責任)

第54条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。

(契約者の切分責任)

第55条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が当社契約者回線に接続されている場合であって、当社契約者回線を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は、QT PRO VLANサービスワイド取扱局において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(修理又は復旧の順位)

第 56 条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第 41 条（通信利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第 1 順位及び第 2 順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りま。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 秩序の維持に直接関係がある機関に設置されるもの 防衛に直接関係がある機関に設置されるもの 海上の保安に直接関係がある機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信役務の提供に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給に直接関係がある機関に設置されるもの
2	水道の供給に直接関係がある機関に設置されるもの ガスの供給に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記 14 に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第 1 順位となるものを除きます。）
3	第 1 順位及び第 2 順位に該当しないもの

(注) 当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、暫定的にその Q T P R O V L A N サービスワイドに係る電気通信設備を変更することがあります。

## 第 13 章 損害賠償

(責任の制限)

第 57 条 当社は、Q T P R O V L A N サービスワイドを提供すべき場合において、当社又は協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その Q T P R O V L A N サービスワイドが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、第 44 条（料金の支払義務）第 2 項第 2 号の表の 1 欄に規定する時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

ただし、協定事業者が協定事業者の電気通信サービスに関する契約約款及び料金表等に定めると

ころによりその損害を賠償する場合は、この限りではありません。

- 2 前項の場合において、当社は、QT PRO VLANサービスワイドが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（第44条第2項第2号の表の1欄に規定する時間の倍数である部分に限ります。以下この条において同じとします。）に対応するそのQT PRO VLANサービスワイドに係る料金額（この約款の規定により当社が定める料金額（そのQT PRO VLANサービスワイドの一部を全く利用できない状態の場合は、その部分に係る料金額）に限ります。）を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。
- 3 当社の故意又は重大な過失によりQT PRO VLANサービスワイドの提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。

（注）本条第2項の場合において、全く利用できない状態が連続した時間に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

（免責）

第58条 当社は、QT PRO VLANサービスワイドに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

- 2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

ただし、端末設備等の接続の技術的条件（以下この条において「技術的条件」といいます。）の規定の変更（QT PRO VLANサービスワイド取扱局に設置する電気通信設備の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。）により、現に当社契約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

## 第14章 雑則

（承諾の限界）

第59条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした契約者に通知します。

ただし、この約款に別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

（利用に係る契約者の義務）

第60条 契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 当社がQT PRO VLANサービスワイド契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは破損し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは

自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

- (2) 通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
- (3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社がQT PRO VLANサービスワイド契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
- (4) 当社がQT PRO VLANサービスワイド契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
- (5) 違法に、又は公序良俗に反する態様で、QT PRO VLANサービスワイドを利用しないこと。

2 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

(他人に使用させる場合の契約者の義務)

第 61 条 契約者は、当社がQT PRO VLANサービスワイド契約に基づき設置した電気通信設備を契約者以外の者に使用させる場合は、前条のほか次のことを守っていただきます。

- (1) 契約者は、前条の規定の適用については、善良の管理者の注意を怠らなかった場合を除いて、当社がQT PRO VLANサービスワイド契約に基づき設置した電気通信設備を使用する者の行為についても、当社に対し責任を負っていただきます。
- (2) 契約者は、当社がQT PRO VLANサービスワイド契約に基づき設置した電気通信設備に関する料金又は工事に関する費用のうち、その設備を使用する者の使用によるものについても、当社に対して支払いの責任を負っていただきます。
- (3) 契約者は、当社が別に定める事項について、その当社契約者回線に接続する自営端末設備又は自営電気通信設備のうち、その当社契約者回線を使用する者の設置に係るものについても、当社に対して責任を負っていただきます。

(注)本条第3号に規定する当社が別に定める事項は、次に掲げるこの約款の規定の適用とします。

- ア 第 54 条 (契約者の維持責任)
- イ 第 55 条 (契約者の切分責任)
- ウ 別記 8 (自営端末設備の接続)
- エ 別記 9 (自営端末設備に異常がある場合等の検査)
- オ 別記 10 (自営電気通信設備の接続)
- カ 別記 11 (自営電気通信設備に異常がある場合等の検査)

(契約者からの当社契約者回線及び端末設備の設置場所の提供等)

第 62 条 契約者からの当社契約者回線及び端末設備の設置場所の提供等については、別記 7 に定めるところによります。

(技術的事項及び技術資料の閲覧)

第 63 条 QT PRO VLANサービスワイドにおける基本的な技術的事項は、別表のとおりとします。

2 当社は、当社が指定するQT PRO VLANサービスワイド取扱所において、QT PRO VL

ANサービスワイドを利用するうえで参考となる別記 15 の事項を記載した技術資料を閲覧に供しません。

(契約者からの通知)

第 64 条 契約者は、他社接続回線について、第 11 条 (QT PRO VLAN サービスワイド契約申込の方法) に規定する事項その他当社が別に定める異動があったときは、その内容について速やかに当社に通知していただきます。

(契約者の氏名等の通知)

第 65 条 当社は、協定事業者から請求があったときは、契約者 (その協定事業者と QT PRO VLAN サービスワイドを利用するうえで必要な契約を締結している者に限ります。) の氏名及び住所等をその協定事業者に通知することがあります。

(協定事業者からの通知)

第 66 条 契約者は、当社が、料金又は工事に関する費用の適用にあたり必要があるときは、協定事業者からその料金又は工事に関する費用を適用するために必要な契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

(協定事業者の電気通信サービスに関する料金等の回収代行)

第 67 条 当社は、契約者から申出があったときは、次の場合に限り、協定事業者 (当社が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。) の電気通信サービスに係る契約約款及び料金表等の規定により協定事業者がその契約者に請求することとした電気通信サービスの料金又は工事に関する費用について、その協定事業者の代理人として、当社の請求書により請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

(1) その申出をした契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがないとき。

(2) その契約者の申出について、協定事業者が承諾するとき。

(3) その他当社の業務の遂行上支障がないとき。

2 前項の規定により、当社が請求した料金又は工事に関する費用について、その契約者が当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないときは、当社は、その契約者に係る前項の取扱いを廃止します。

(法令に規定する事項)

第 68 条 QT PRO VLAN サービスワイドの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(注) 法令に定める事項については、別記 8 から 12 に定めるところによります。

(契約者情報の取扱い)

第 69 条 当社は、契約者に係る氏名若しくは名称、電話番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先



等の情報を、当社又は協定事業者の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求その他の当社の約款又は協定事業者の約款の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。

なお、本サービス提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

(注) 業務の遂行上必要な範囲での利用には、契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。

(閲覧)

第 70 条 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は、閲覧に供します。

## 第 15 章 附帯サービス

(附帯サービス)

第 71 条 Q T P R O V L A N サービスワイドに関する附帯サービスの取り扱いについては、別記 13 及び 16 に定めるところによります。

別 記

1 QT PRO VLANサービスワイドの提供区域等

- (1) 当社のQT PRO VLANサービスワイドは、当社契約者回線の終端相互間、当社契約者回線の終端と相互接続点又はアクセスポイントとの間、相互接続点相互間、アクセスポイント相互間及び相互接続点とアクセスポイントとの間において提供します。
- (2) 1の契約者回線群を構成することが可能である加入契約回線等（料金表に定めるプラン2に係るものに限ります。）について、加入契約回線等の終端（加入契約回線と相互に接続する他社接続回線の終端（相互接続点となるものを除きます。）、当社契約者回線の終端又は利用契約回線と相互に接続するKDDI株式会社の電気通信サービスに係る電気通信回線の終端（アクセスポイントとなるものを除きます。）をいいます。以下同じとします。）の場所は、次表に定める地域の都道府県の区域内に限ります。

地 域	都道府県の区域
北海道	北海道
東 北	青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県
関 東	栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県 静岡県（富士川以東）
中 部	愛知県、三重県、岐阜県、長野県、静岡県（富士川以西）
北 陸	石川県、富山県、福井県（一部を除く）
関 西	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、福井県の一部
中 国	広島県、岡山県、山口県、鳥取県、島根県
四 国	香川県、徳島県、高知県、愛媛県
九 州	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖 縄	沖縄県

2 加入契約回線と接続ができる他社接続回線

- (1) 高速デジタル伝送方式のもの  
協定事業者の高速デジタル伝送サービス（Yインタフェースのもの及び多重アクセスを利用するものを除きます。）に係るもの
- (2) ATM方式のもの  
協定事業者のATM専用サービス（エコノミークラス（端末回線多重を利用するもの及び回線内速度設定を利用するものを除きます。）のものに限ります。）に係るもの
- (3) イーサネット方式のもの  
下表の協定事業者が提供するイーサネット方式の電気通信サービスに係るもの

協定事業者の名称
北海道総合通信網株式会社
東北インテリジェント通信株式会社
中部テレコミュニケーション株式会社
北陸通信ネットワーク株式会社
株式会社ケイ・オプティコム
株式会社エネルギー・コミュニケーションズ
株式会社STNet
沖縄通信ネットワーク株式会社
KDDI株式会社

### 3 利用契約回線と接続ができるKDDI株式会社の電気通信サービスに係る電気通信回線

#### (1) イーサネット方式のもの

KDDI株式会社のイーサネット通信サービス契約約款に規定するイーサネットアクセス回線

#### (2) 総合オープン通信網サービスを利用する方式のもの

KDDI株式会社の総合オープン通信網サービス契約約款（以下、「総合オープン通信網サービス契約約款」といいます。）に規定する第5種総合オープン通信網サービス（下表に該当するタイプ等に係るものに限ります。）に係る利用回線又は端末回線

コース	タイプ	プラン
コースⅠ (プランF)	タイプⅣ	プランⅠ（特定通信限定利用型に係るものに限ります。）
	タイプⅤ	
	タイプⅦ	
コースⅡ (with F+)	タイプⅣ	
	タイプⅦ	

### 4 契約者の地位の承継

(1) 相続又は法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えてQT PRO VLANサービスワイド取扱所に通知していただきます。

(2) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを通知していただきます。これを変更したときも同様とします。

(3) 当社は、(2)の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

### 5 契約者の氏名等の変更

(1) 契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所について変更があったときは、そのことを速やかにQT PRO VLANサービスワイド取扱所に通知していただきます。

(2) (1)の通知があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

### 6 協定事業者

北海道総合通信網株式会社  
 東北インテリジェント通信株式会社  
 KDDI株式会社  
 中部テレコミュニケーション株式会社  
 北陸通信ネットワーク株式会社  
 株式会社ケイ・オプティコム  
 株式会社エネルギー・コミュニケーションズ  
 株式会社STNet  
 沖縄通信ネットワーク株式会社  
 東日本電信電話株式会社  
 西日本電信電話株式会社  
 当社

## 7 契約者からの当社契約者回線及び端末設備の設置場所の提供等

- (1) 加入契約回線等の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社が当社契約者回線及び端末設備を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます。
- (2) 当社がQ T P R O V L A Nサービスワイド契約に基づいて設置する端末設備その他の電気通信設備に必要な電気は、契約者から提供していただくことがあります。
- (3) 契約者は、加入契約回線等の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

## 8 自営端末設備の接続

- (1) 契約者は、その当社契約者回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その当社契約者回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、事業法第 53 条第 1 項に規定する技術基準適合認定を受けた端末機器又は事業法第 63 条第 2 項に規定する技術基準適合自己確認を受けた端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
  - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
  - イ その接続が事業法施行規則第 31 条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第 32 条第 1 項で定める場合に該当するときは除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者は、事業法第 71 条の規定により、工事担任者規則（昭和 60 年郵政省令第 28 号）第 4 条で定める区分の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させる必要があります。

ただし、同規則第 3 条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) 契約者が、その自営端末設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。
- (7) 契約者は、その当社契約者回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

## 9 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、当社契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第 32 条第 2 項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

- (3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等の規定等に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備を当社契約者回線から取りはずしていただきます。

## 10 自営電気通信設備の接続

- (1) 契約者は、その当社契約者回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その当社契約者回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
- ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
- イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、事業法第70条第1項第2号による総務大臣の認定を受けたとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者は、事業法第71条の規定により、工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させる必要があります。
- ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) 契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。
- (7) 契約者は、その当社契約者回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

## 11 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

当社契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記9（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

## 12 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

## 13 協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行

当社は、QT PRO VLANサービスワイド契約の申込みをする者又は契約者から要請があったときは、協定事業者の電気通信サービスの利用に係る申込み、請求、届出、その他電気通信サービスに係る事項について、手続きの代行を行います。

## 14 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
2 放送事業者	電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

#### 15 技術資料の項目

自営端末設備又は自営電気通信設備に係る接続条件 物理的条件 電氣的条件及び光学的条件 論理的条件
---

(注) 品目によっては、閲覧に供することができない項目があります。

#### 16 支払証明書の発行

- (1) 当社は、契約者から請求があったときは、その契約者に係るQT PRO VLANサービスワイドの支払証明書を発行します。
- (2) 契約者は、(1)の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する手数料の支払いを要します。

#### 17 契約者の禁止行為

契約者は、QT PRO VLANサービスワイドの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 通信の伝送交換に妨害を与える行為、その他自己以外の者の電気通信設備等の利用又は運営に支障を与える行為又はそのおそれのある行為
- (2) 自己以外の者の知的財産権（特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等）その他の権利を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (3) 自己以外の者の財産、プライバシー又は肖像権を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (4) 自己以外の者を差別し、誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (5) 犯罪行為又は犯罪行為を誘発し、若しくは扇動する行為
- (6) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (7) 連鎖販売取引（マルチ商法）に関して法令に違反する行為
- (8) 猥褻若しくは児童ポルノ又は児童虐待等、児童又は青少年に悪影響を及ぼす画像、音声、文字、文書等を送信、記載又は掲載する行為
- (9) 有害なコンピュータープログラム等を送信し、又は掲載する行為
- (10) QT PRO VLANサービスワイドにより利用しうる情報を改ざんし、又は不当に消去する行為
- (11) 自己以外の者になりすましてQT PRO VLANサービスワイドを利用する行為

- (12) 本人の同意を得ずに広告、 宣伝又は勧誘の文書等を送信し、 記載し、 又は掲載する行為
- (13) 自己以外の者が嫌悪感を抱き、 又はそのおそれのある文書等を送信し、 記載し、 又は掲載する行為
- (14) 売春行為、 暴力行為、 残虐な行為等、 公序良俗に違反し、 又は自己以外の者に不利益を与える行為
- (15) その他法令又はこの約款等に違反する行為
- (16) (1)から(15)までのいずれかに該当するコンテンツへのアクセスを助長する行為

## 料金表

### 通則

#### (料金の設定)

- 1 加入契約回線と相互に接続する他社接続回線の料金又は工事に関する費用(協定事業者の専用サービスに係る契約約款等の規定により、協定事業者が設定する料金又は工事に関する費用を除きます。)は、当社の提供区間と協定事業者の提供区間とを併せて当社が設定します。

#### (料金の計算方法等)

- 2 当社は、契約者がそのQT PRO VLANサービスワイド契約に基づいて支払う料金を暦月に従って計算します。
- 3 当社は、次の場合が生じたときは、月額で定められる料金(以下「月額料金」といいます。)をその利用日数に応じて日割します。
  - (1) 暦月の初日以外の日にQT PRO VLANサービスワイドの提供の開始(端末設備又は付加機能についてはその提供の開始)があったとき。
  - (2) 暦月の初日以外の日にQT PRO VLANサービスワイド契約の解除(端末設備又は付加機能についてはその廃止)があったとき。
  - (3) 暦月の初日にQT PRO VLANサービスワイドの提供の開始(端末設備又は付加機能についてはその提供の開始)を行い、その日にそのQT PRO VLANサービスワイド契約の解除(端末設備又は付加機能についてはその廃止)があったとき。
  - (4) 暦月の初日以外の日にQT PRO VLANサービスワイドの品目等の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
  - (5) 第44条(料金の支払義務)第2項第2号の表の規定に該当するとき。
- 4 3の規定による月額料金の日割は暦日数により行います。

#### (端数処理)

- 5 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

#### (料金等の支払い)

- 6 契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が指定する期日までに、当社が指定するQT PRO VLANサービスワイド取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
- 7 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

#### (料金等の一括後払い)



8 当社は、当社に特別の事情がある場合は、6及び7の規定にかかわらず、契約者の承諾を得て、2か月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

9 当社は、料金又は工事に関する費用について、契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(注) 9に規定する当社が別に定める条件は、前受金に利息を付さないことを条件として預かることとします。

(消費税相当額の加算)

10 第44条(料金の支払義務)から第47条(設備費の支払義務)までの規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額(税抜額(消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。))に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

なお、支払を要するものとされている額と料金表に表示する税込額(税抜額に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。)により計算した額とは差が生じる場合があります。

(注) この料金表に表示する括弧内の額は税込額を表します。

(料金等の臨時減免)

11 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、関係のQT PRO VLANサービスワイド取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

(料金等の請求)

12 QT PRO VLANサービスワイドに係る料金その他の債務の請求については、この約款のほか、当社が別に定めるところによります。

## 第1表 料金

※表記金額は全て税抜です。

第1 QT PRO VLANサービスワイド契約に関するもの

1 適用

区 分	内 容																																
(1) 收容区域及び加入区域の設定	<p>ア 当社は、QT PRO VLANサービスワイド取扱局に加入契約回線等を收容する区域（以下「收容区域」といいます。）及びその收容区域のうち、特別な料金（線路設置費及び線路に関する加算額）の支払いを必要としないでQT PRO VLANサービスワイドを提供する区域（以下「加入区域」といいます。）を定めます。</p> <p>イ 收容区域及び加入区域は、行政区画、その地域の社会的、経済的、地理的条件、需要動向及び当社の電気通信設備の状況等を考慮して設定します。</p>																																
(2) 品目に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目を定めます。</p> <p>ア 高速デジタル伝送方式のもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>128kb/s</td> <td>128kbit/s の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>512kb/s</td> <td>512kbit/s の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>1.5Mb/s</td> <td>1.536Mbit/s の符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ ATM方式のもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3Mb/s から 1Mb/s ごとに 120Mb/s までの品目</td> <td>料金表別表 1 の（1）に規定する伝送速度での符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ イーサネット方式のもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.5Mb/s</td> <td>0.5Mbit/s の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>1Mb/s から 1Mb/s ごとに 10Mb/s までの品目</td> <td>料金表別表 1 の（2）に規定する伝送速度での符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>20Mb/s から 10Mb/s ごとに 100Mb/s までの品目</td> <td>料金表別表 1 の（2）に規定する伝送速度での符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>200Mb/s から 100Mb/s ごとに 900Mb/s までの品目</td> <td>料金表別表 1 の（2）に規定する伝送速度での符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>1Gb/s</td> <td>1Gbit/s の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>1Mb/s（バーストタイプ）</td> <td>1Mb/s の符号伝送が可能なものであって、ワイドエリアバーチャルスイッチ網の状態により最大 10Mb/s までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>10Mb/s（バーストタイプ）</td> <td>10Mb/s の符号伝送が可能なものであって、ワイドエリアバーチャルスイッチ網の状態により最大 100Mb/s までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 プラットフォーム回線は、イーサネット方式のもの（1Mb/s（バーストタイプ）又は 10Mb/s（バーストタイプ）以外のものに限り）に限り、提供します。</p> <p>エ 総合オープン通信網サービスを利用する方式のもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ベストエフォート</td> <td>符号伝送速度を規定しないもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 総合オープン通信網サービスを利用する方式のものについては、第 44 条（料金の支払義務）第 2 項第 2 号の表の 1 欄中「1 時間」とあるのは、「24 時間」と読み替えて適用するものとします。</p>	品 目	内 容	128kb/s	128kbit/s の符号伝送が可能なもの	512kb/s	512kbit/s の符号伝送が可能なもの	1.5Mb/s	1.536Mbit/s の符号伝送が可能なもの	品 目	内 容	3Mb/s から 1Mb/s ごとに 120Mb/s までの品目	料金表別表 1 の（1）に規定する伝送速度での符号伝送が可能なもの	品 目	内 容	0.5Mb/s	0.5Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1Mb/s から 1Mb/s ごとに 10Mb/s までの品目	料金表別表 1 の（2）に規定する伝送速度での符号伝送が可能なもの	20Mb/s から 10Mb/s ごとに 100Mb/s までの品目	料金表別表 1 の（2）に規定する伝送速度での符号伝送が可能なもの	200Mb/s から 100Mb/s ごとに 900Mb/s までの品目	料金表別表 1 の（2）に規定する伝送速度での符号伝送が可能なもの	1Gb/s	1Gbit/s の符号伝送が可能なもの	1Mb/s（バーストタイプ）	1Mb/s の符号伝送が可能なものであって、ワイドエリアバーチャルスイッチ網の状態により最大 10Mb/s までの符号伝送が可能なもの	10Mb/s（バーストタイプ）	10Mb/s の符号伝送が可能なものであって、ワイドエリアバーチャルスイッチ網の状態により最大 100Mb/s までの符号伝送が可能なもの	品 目	内 容	ベストエフォート	符号伝送速度を規定しないもの
品 目	内 容																																
128kb/s	128kbit/s の符号伝送が可能なもの																																
512kb/s	512kbit/s の符号伝送が可能なもの																																
1.5Mb/s	1.536Mbit/s の符号伝送が可能なもの																																
品 目	内 容																																
3Mb/s から 1Mb/s ごとに 120Mb/s までの品目	料金表別表 1 の（1）に規定する伝送速度での符号伝送が可能なもの																																
品 目	内 容																																
0.5Mb/s	0.5Mbit/s の符号伝送が可能なもの																																
1Mb/s から 1Mb/s ごとに 10Mb/s までの品目	料金表別表 1 の（2）に規定する伝送速度での符号伝送が可能なもの																																
20Mb/s から 10Mb/s ごとに 100Mb/s までの品目	料金表別表 1 の（2）に規定する伝送速度での符号伝送が可能なもの																																
200Mb/s から 100Mb/s ごとに 900Mb/s までの品目	料金表別表 1 の（2）に規定する伝送速度での符号伝送が可能なもの																																
1Gb/s	1Gbit/s の符号伝送が可能なもの																																
1Mb/s（バーストタイプ）	1Mb/s の符号伝送が可能なものであって、ワイドエリアバーチャルスイッチ網の状態により最大 10Mb/s までの符号伝送が可能なもの																																
10Mb/s（バーストタイプ）	10Mb/s の符号伝送が可能なものであって、ワイドエリアバーチャルスイッチ網の状態により最大 100Mb/s までの符号伝送が可能なもの																																
品 目	内 容																																
ベストエフォート	符号伝送速度を規定しないもの																																

	<p>オ 第 15 条（品目等の変更）の規定にかかわらず、方式の変更を伴う品目の変更は行えません。</p>																						
<p>(3) 細目に係る料金の適用</p>	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり通信又は保守の態様による細目を定めます。</p> <p>ア 高速デジタル伝送方式のものに係る加入契約回線には、次の保守の態様による細目があります。</p> <table border="1" data-bbox="451 629 1485 781"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常クラス</td> <td>エコノミークラス以外のもの</td> </tr> <tr> <td>エコノミークラス</td> <td>協定事業者による他社接続回線に係る故障の監視を回線単位で行わないもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考  1 エコノミークラスは、128kb/s、1.5Mb/s の品目に限り提供します。  2 エコノミークラスのものについては、第 44 条（料金の支払義務）第 2 項第 2 号の表の 1 欄中「1 時間」とあるのは、「12 時間」と読み替えて適用するものとします。</p> <p>イ ATM方式のものに係る加入契約回線には、次の通信の態様による細目があります。</p> <table border="1" data-bbox="451 1046 1485 1158"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 芯式</td> <td>他社接続回線が 1 芯式のもの</td> </tr> <tr> <td>2 芯式</td> <td>他社接続回線が 2 芯式のもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考  45Mb/s から 120Mb/s までの品目にあつては 2 芯式、その他の品目にあつては 1 芯式又は 2 芯式のものがあります。</p> <p>ウ イーサネット方式のものに係る加入契約回線等には、次の終端の場所による細目があります。</p> <table border="1" data-bbox="451 1352 1485 1850"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>クラス 1-1</td> <td>加入契約回線又は当社契約者回線を利用するものであって、クラス 1-2 以外のもの</td> </tr> <tr> <td>クラス 1-2</td> <td>加入契約回線又は当社契約者回線を利用するものであって、加入契約回線等の終端が、QT PRO VLANサービスワイド取扱局又は当社が別に定める場所であるもの</td> </tr> <tr> <td>クラス 2-1</td> <td>利用契約回線を利用するものであって、クラス 2-2 以外のもの</td> </tr> <tr> <td>クラス 2-2</td> <td>利用契約回線を利用するものであって、利用契約回線と相互に接続する K D D I 株式会社の電気通信サービスに係る電気通信回線の終端（アクセスポイントとなるものを除きます。）が、QT PRO VLANサービスワイド取扱局又は当社が別に定める場所であるもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考  クラス 2-1 及びクラス 2-2 については、第 44 条（料金の支払義務）第 2 項第 2 号の表の 1 欄中「1 時間」とあるのは、「12 時間」と読み替えて適用するものとします。</p> <p>エ 総合オープン通信網サービスを利用する方式のものに係る利用契約回線には、</p>	区 別	内 容	通常クラス	エコノミークラス以外のもの	エコノミークラス	協定事業者による他社接続回線に係る故障の監視を回線単位で行わないもの	区 別	内 容	1 芯式	他社接続回線が 1 芯式のもの	2 芯式	他社接続回線が 2 芯式のもの	区 別	内 容	クラス 1-1	加入契約回線又は当社契約者回線を利用するものであって、クラス 1-2 以外のもの	クラス 1-2	加入契約回線又は当社契約者回線を利用するものであって、加入契約回線等の終端が、QT PRO VLANサービスワイド取扱局又は当社が別に定める場所であるもの	クラス 2-1	利用契約回線を利用するものであって、クラス 2-2 以外のもの	クラス 2-2	利用契約回線を利用するものであって、利用契約回線と相互に接続する K D D I 株式会社の電気通信サービスに係る電気通信回線の終端（アクセスポイントとなるものを除きます。）が、QT PRO VLANサービスワイド取扱局又は当社が別に定める場所であるもの
区 別	内 容																						
通常クラス	エコノミークラス以外のもの																						
エコノミークラス	協定事業者による他社接続回線に係る故障の監視を回線単位で行わないもの																						
区 別	内 容																						
1 芯式	他社接続回線が 1 芯式のもの																						
2 芯式	他社接続回線が 2 芯式のもの																						
区 別	内 容																						
クラス 1-1	加入契約回線又は当社契約者回線を利用するものであって、クラス 1-2 以外のもの																						
クラス 1-2	加入契約回線又は当社契約者回線を利用するものであって、加入契約回線等の終端が、QT PRO VLANサービスワイド取扱局又は当社が別に定める場所であるもの																						
クラス 2-1	利用契約回線を利用するものであって、クラス 2-2 以外のもの																						
クラス 2-2	利用契約回線を利用するものであって、利用契約回線と相互に接続する K D D I 株式会社の電気通信サービスに係る電気通信回線の終端（アクセスポイントとなるものを除きます。）が、QT PRO VLANサービスワイド取扱局又は当社が別に定める場所であるもの																						

	<p>その利用契約回線と相互に接続する当社の電気通信サービスに係る電気通信回線のタイプによる細目があります。</p> <table border="1" data-bbox="451 264 1482 533"> <thead> <tr> <th data-bbox="451 264 651 297">区 別</th> <th data-bbox="651 264 1482 297">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="451 297 651 421">クラス 1</td> <td data-bbox="651 297 1482 421">利用契約回線と相互に接続する当社の電気通信サービスに係る電気通信回線が、第5種総合オープン通信網サービスのタイプⅡ、タイプⅤ又はタイプⅦに係るものであるもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 421 651 533">クラス 2</td> <td data-bbox="651 421 1482 533">利用契約回線と相互に接続する当社の電気通信サービスに係る電気通信回線が、第5種総合オープン通信網サービスのタイプⅣに係るものであるもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 別	内 容	クラス 1	利用契約回線と相互に接続する当社の電気通信サービスに係る電気通信回線が、第5種総合オープン通信網サービスのタイプⅡ、タイプⅤ又はタイプⅦに係るものであるもの	クラス 2	利用契約回線と相互に接続する当社の電気通信サービスに係る電気通信回線が、第5種総合オープン通信網サービスのタイプⅣに係るものであるもの		
区 別	内 容								
クラス 1	利用契約回線と相互に接続する当社の電気通信サービスに係る電気通信回線が、第5種総合オープン通信網サービスのタイプⅡ、タイプⅤ又はタイプⅦに係るものであるもの								
クラス 2	利用契約回線と相互に接続する当社の電気通信サービスに係る電気通信回線が、第5種総合オープン通信網サービスのタイプⅣに係るものであるもの								
(4) タイプに係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおりタイプを定めます。</p> <p>ア イーサネット方式のもの</p> <table border="1" data-bbox="451 607 1482 949"> <thead> <tr> <th data-bbox="451 607 651 640">区 別</th> <th data-bbox="651 607 1482 640">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="451 640 651 763">タイプ 1</td> <td data-bbox="651 640 1482 763">加入契約回線等（プラットフォーム回線を除きます。）により提供するQT PRO VLANサービスワイドであって、トラフィックフリー機能を利用することができないもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 763 651 887">タイプ 2</td> <td data-bbox="651 763 1482 887">加入契約回線等（プラットフォーム回線を除きます。）により提供するQT PRO VLANサービスワイドであって、トラフィックフリー機能を利用することができるもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 887 651 949">タイプ 3</td> <td data-bbox="651 887 1482 949">プラットフォーム回線により提供するQT PRO VLANサービスワイド</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 当社は、その品目が0.5Mb/sから90Mb/sである加入契約回線等（1Mb/s（バーストタイプ）及び10Mb/s（バーストタイプ）に係るものを除きます。）に限り、タイプ2の提供を行います。</li> <li>2 その品目が0.5Mb/sから9Mb/sであるタイプ2の加入契約回線等は、トラフィックフリー機能により10Mb/sまでの符号伝送を可能とします。</li> <li>3 その品目が10Mb/sから90Mb/sであるタイプ2の加入契約回線等は、トラフィックフリー機能により、100Mb/sまでの符号伝送を可能とします。</li> <li>4 当社が別に定める条件に適合しない利用又は設定が行われた場合、契約者に利用又は設定の変更措置を依頼させていただく場合があります。当社からの変更依頼に対して変更措置を実施いただけない場合、QT PRO VLANサービスワイドの利用停止措置を行う場合があります。</li> <li>5 当社の業務の遂行上支障があるときは、タイプ2に係る加入契約回線等の提供を行わないことがあります。</li> <li>6 インターネットプロトコルバージョン6により行われる通信については、プラットフォーム回線からその加入契約回線等への通信に限り、トラフィックフリー機能の提供を行うものとします。</li> </ol> <p>イ 総合オープン通信網サービスを利用する方式のもの</p>	区 別	内 容	タイプ 1	加入契約回線等（プラットフォーム回線を除きます。）により提供するQT PRO VLANサービスワイドであって、トラフィックフリー機能を利用することができないもの	タイプ 2	加入契約回線等（プラットフォーム回線を除きます。）により提供するQT PRO VLANサービスワイドであって、トラフィックフリー機能を利用することができるもの	タイプ 3	プラットフォーム回線により提供するQT PRO VLANサービスワイド
区 別	内 容								
タイプ 1	加入契約回線等（プラットフォーム回線を除きます。）により提供するQT PRO VLANサービスワイドであって、トラフィックフリー機能を利用することができないもの								
タイプ 2	加入契約回線等（プラットフォーム回線を除きます。）により提供するQT PRO VLANサービスワイドであって、トラフィックフリー機能を利用することができるもの								
タイプ 3	プラットフォーム回線により提供するQT PRO VLANサービスワイド								

(5) プランに係る料金の適用	当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおりプランを定めます。	
	区 別	内 容
	プラン 1	1 の契約者回線群に所属する加入契約回線等の終端が全て同一の都道府県内にあるもの
	プラン 2	1 の契約者回線群に所属する加入契約回線等の終端が全て同一の別記 1 に定める地域内にあるものであって、プラン 1 以外のもの
	プラン 3	1 の契約者回線群に所属する加入契約回線等の終端について、設置場所の制限を設けないもの
(6) エリアに係る料金の適用	当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおりエリアを定めます。	
	区 別	内 容
	エリア 1	加入契約回線等の終端が、別記 1 に定める関東地域であるもの
	エリア 2	加入契約回線等の終端が、別記 1 に定める中部地域又は関西地域であるもの
	エリア 3	エリア 1 又はエリア 2 以外のもの
(7) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用	ア QT PRO VLAN サービスワイドには、下表の最低利用期間があります。	
	品 目	最低利用期間
	高速デジタル伝送方式のもの、ATM方式のもの及びイーサネット方式のもの、総合オープン通信網サービスを利用する方式のもの	1 年
	イ 契約者は、最低利用期間内に QT PRO VLAN サービスワイド契約の解除があった場合は、第 44 条（料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する回線使用料に相当する額を一括して支払っていただきます。	
(8) サービス品質（遅延時間）に係る料金の適用	ア 当社は、当社が別に定める提供区域において当社が別に定める方法により測定した遅延時間（その 1 の QT PRO VLAN サービスワイド取扱局の一端から送信された IP パケットのその QT PRO VLAN サービスワイド取扱局の往復に要する時間をいいます。）の暦月単位での平均時間が 35 ミリ秒を越えた場合は、1 の料金月における加入契約回線等の回線使用料（なお、当該回線使用料、この表の(1) 欄から(7) 欄までの適用又は料金表通則の 4 の規定（第 44 条（料金の支払義務）第 2 項第 2 号の規定に係るものを除きます。）による場合は、適用した後の額とします。以下「返還基準額」といいます。）に 1/30 を乗じて得た額（以下「遅延時間返還額」といいます。）をその契約者に返還します。 ただし、その QT PRO VLAN サービスワイドについて、利用中止又は利用停止があったときは、この限りではありません。	
	イ この欄の規定、(9) 欄の規定、(10) 欄の規定若しくは(11) 欄の規定による料金の返還又は約款第 44 条（料金の支払義務）第 2 項第 2 号の表の規定若しくは同条第 3 項第 2 号の表の規定による取扱いを 1 の料金月に同時に複数行う場合の遅延時間返還額の取扱いについては、(11) 欄の規定に定めるところによります。	
(9) 網稼働率に係る料金の適用	ア 当社は、当社が別に定める提供区間の全ての提供区域において、当社が別に定める方法により測定した QT PRO VLAN サービスワイド網（加入契約回線等が高速デジタル伝送方式（エコノミークラスのものに限ります。）のもの、総合オープン通信網サービスを利用する方式のものを除きます。）の稼働率（契約者の責めによらない理由により、その QT PRO VLAN サービスワイドを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生	

じた場合の時間（そのことを当社が知った時刻から起算して、その状態が連続した時間をいいます。）を1の料金月ごとに合算した時間を、その料金月（30日を基準とします）における利用日数に24を乗じて得た時間から減じて得た時間を、その料金月における利用日数に24を乗じて得た時間で除した割合をいいます。以下同じとします。）について、その稼働率が99.99%を下回った場合は、返還基準額に下表の料金返還率を乗じて得た額（以下「網稼働率返還額」といいます。）をその契約者（そのQT PRO VLANサービスワイド契約に係る加入契約回線等が高速デジタル伝送方式（エコノミークラスのものに限ります。）である者、総合オープン通信網サービスを利用する方式である者を除きます。）に返還します。

ただし、そのQT PRO VLANサービスワイドについて、利用中止又は利用停止があったときは、この限りではありません。網稼働率	料金返還率
99.80%以上 99.99%未満	1/90
98.00%以上 99.80%未満	1/30
95.00%以上 98.00%未満	1/10
90.00%以上 95.00%未満	1/5
90.00%未満のとき	1/1

イ この欄の規定、(8)欄の規定、(10)欄の規定若しくは(11)欄の規定による料金の返還又は約款第44条（料金の支払義務）第2項第2号の表の規定若しくは同条第3項第2号の表の規定による取扱いを1の料金月に同時に複数行う場合の遅延時間返還額の取扱いについては、(11)欄の規定に定めるところによります。

(10) 回線稼働率に係る料金の適用

ア 当社は、当社が別に定める提供区間の提供区間において、当社が別に定める方法により測定した加入契約回線等（高速デジタル伝送方式（エコノミークラスのものに限ります。）のもの、総合オープン通信網サービスを利用する方式のもの、モバイル回線を利用する方式のものを除きます。）の稼働率（契約者の責めによらない理由により、そのQT PRO VLANサービスワイドを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合の時間（そのことを当社が知った時刻から起算して、その状態が連続した時間をいいます。）を1の料金月ごとに合算した時間を、その料金月における利用日数に24を乗じて得た時間から減じて得た時間を、その料金月（30日を基準とします）における利用日数に24を乗じて得た時間で除した割合をいいます。以下同じとします。）について、その稼働率が99.9%を下回った場合は、返還基準額に下表の料金返還率を乗じて得た額（以下「回線稼働率返還額」といいます。）をその契約者に返還します。

ただし、そのQT PRO VLANサービスワイドについて、利用中止又は利用停止があったときは、この限りではありません。

回線稼働率	料金返還率
99.80%以上 99.99%未満	1/90
98.00%以上 99.80%未満	1/30
95.00%以上 98.00%未満	1/20
90.00%以上 95.00%未満	1/10
90.00%未満のとき	1/5

備考  
その加入契約回線等がイーサネット方式（クラス2のものに限ります。）である場合は、回線稼働率が90%未満であるときの料金返還率を1/10とします。

	<p>イ この欄の規定、(8)欄の規定、(9)欄の規定若しくは(11)欄の規定による料金の返還又は約款第 44 条（料金の支払義務）第 2 項第 2 号の表の規定若しくは同条第 3 項第 2 号の表の規定による取扱いを 1 の料金月に同時に複数行う場合の遅延時間返還額の取扱いについては、(11)欄の規定に定めるところによります。</p>														
<p>(11) サービス品質（故障回復時間）に係る料金の適用</p>	<p>ア 当社は、当社が別に定める提供区間において、契約者の責めによらない理由により、その加入契約回線等（高速デジタル伝送方式（エコノミークラスのものに限ります。）のもの、総合オープン通信網サービスを利用する方式のものを除きます。）を全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合の時間（そのことを当社が知った時刻から起算して、その状態が連続した時間をいいます。）が 1 時間以上連続したときに限り、返還基準額に下表の料金返還率を乗じて得た額（以下「故障回復時間返還額」といいます。）をその契約者に返還します。</p> <p>ただし、その Q T P R O V L A N サービスワイドについて、利用中止又は利用停止があったときは、この限りではありません。</p> <table border="1" data-bbox="469 775 1490 1039"> <thead> <tr> <th>上記の状態が連続した時間</th> <th>料金返還率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 時間以上 2 時間未満</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>2 時間以上 4 時間未満</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>4 時間以上 6 時間未満</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>6 時間以上 8 時間未満</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>8 時間以上 4 8 時間未満</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>4 8 時間以上</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 その加入契約回線等がイーサネット方式（クラス 2 のものに限ります。）である場合は、上記の状態が連続した時間が 2 時間以上であっても、料金返還率は 10% とします。</p> <p>イ アの場合において、その Q T P R O V L A N サービスワイドを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が複数回発生した場合、それぞれの故障回復時間返還額の合計額を返還します。</p> <p>ウ アの規定により故障回復時間返還額を返還する場合は、約款第 44 条（料金の支払義務）第 2 項第 2 号の表の規定は適用しません。ただし、その加入契約回線等がイーサネット方式（クラス 2 のものに限ります。）のものであって、約款第 44 条第 2 項第 2 号の表の規定により支払いを要しないとされる料金がアの規定により返還する料金を超える場合、約款第 44 条第 2 項第 2 号の表の規定を適用し、この欄の規定は適用しません。</p> <p>エ この欄の規定、(8)欄の規定、(9)欄の規定若しくは(10)欄の規定による料金の返還又は約款第 44 条第 2 項第 2 号の表の規定若しくは同条第 3 項第 2 号の表の規定による取扱いを 1 の料金月に同時に複数行う場合は、当社は、遅延時間返還額、網稼働率返還額、回線稼働率返還額、故障回復時間返還額、及び約款第 44 条第 2 項第 2 号の規定又は同条第 3 項第 2 号の規定により支払いを要しない料金の合計額を返還します。</p> <p>ただし、その合計額がその加入契約回線等に係る 1 の料金月における Q T P R O V L A N サービスワイドの返還基準額を超える場合は、当社は、その返還基準額を返還します。</p>	上記の状態が連続した時間	料金返還率	1 時間以上 2 時間未満	10%	2 時間以上 4 時間未満	20%	4 時間以上 6 時間未満	30%	6 時間以上 8 時間未満	40%	8 時間以上 4 8 時間未満	50%	4 8 時間以上	100%
上記の状態が連続した時間	料金返還率														
1 時間以上 2 時間未満	10%														
2 時間以上 4 時間未満	20%														
4 時間以上 6 時間未満	30%														
6 時間以上 8 時間未満	40%														
8 時間以上 4 8 時間未満	50%														
4 8 時間以上	100%														
<p>(12) 当社契約者回線の終端が区域外にある場合の加算額の適用</p>	<p>ア 当社契約者回線の終端が、Q T P R O V L A N サービスワイドの加入区域外にある場合の加算額は、その当社契約者回線が收容されている Q T P R O V L A N サービスワイド取扱局の加入区域を超える地点から引込柱（当社契約者回線の終端に最も近い距離にある電柱（ケーブル引込みの場合は配線盤）をいいます。以下同じとします。）までの線路（以下「区域外線路」といいます。）について適</p>														

	<p>用します。</p> <p>イ 加入区域の変更、当社契約者回線の移転等により区域外線路の変更があったときは、加算額を再算定します。</p> <p>ウ その当社契約者回線が (12) 欄の適用を受けているときは、異経路による当社契約者回線に係る加算額が適用される区間について、区域外線路に関する加算額の支払いを要しません。</p>
(13) 異経路による当社契約者回線の加算額の適用	<p>ア 異経路による当社契約者回線に係る加算額は、その当社契約者回線の終端が直接収容されている Q T P R O V L A N サービスワイド取扱局の収容区域を超える地点から引込柱までの線路（以下「異経路の線路」といいます。）について適用します。</p> <p>イ 異経路の線路に係る加算額については、法定耐用年数を経過したときは、再算定します。</p>
(14) 特別電気通信設備の加算額の適用	当社が特別な電気通信設備を提供した場合に、特別電気通信設備の加算額を適用します。
(15) 回線接続装置等の加算額の適用	当社及び当社が別に定める協定事業者が回線接続装置等を提供した場合に、回線接続装置等の加算額を適用します。
(16) 配線設備の加算額の適用	<p>当社又は協定事業者が配線設備を提供した場合に、次の配線ごとに配線設備の加算額を適用します。</p> <p>ア 加入契約回線等の終端から 1 のジャック又はローゼット（ジャック又はローゼットが設置されない場合は、自営端末設備、回線接続装置又は回線終端装置（イーサネット方式のものに係るものに限りません。）とします。以下この欄において同じとします。）までの間の配線</p> <p>イ 1 のジャック又はローゼットから他のジャック又はローゼットまでの間の配線</p>
(17) 復旧等に伴い当社契約者回線の経路を変更した場合の料金の適用	故障又は滅失した当社契約者回線の修理又は復旧をする場合に一時的にその経路を変更した場合の回線使用料（区域外線路に関する加算額を含みます。）は、その当社契約者回線を変更前の経路において修理又は復旧したものとみなして適用します。
(18) 付加機能に係る料金の適用	付加機能利用料は、 4 - 1 加入契約回線等に係るもの、 4 - 2（契約者回線群に係るもの）に規定するとおりとし、契約者、回線群代表者は、その規定するところにより付加機能利用料の支払いを要します。



2 回線使用料

2-1 第1種QT PRO VLANサービスワイドに係るもの

2-1-1 高速デジタル伝送方式のもの

(1) 通常クラスのもの

ア プラン1のもの

加入契約回線1回線ごとに月額

区 分	料 金 額	
	エリア1又はエリア2のもの	エリア3のもの
128kb/sのもの	78,000円	82,000円
512kb/sのもの	112,000円	118,000円
1.5Mb/sのもの	360,000円	380,000円

イ プラン2のもの

加入契約回線1回線ごとに月額

区 分	料 金 額	
	エリア1又はエリア2のもの	エリア3のもの
128kb/sのもの	78,000円	82,000円
512kb/sのもの	112,000円	118,000円
1.5Mb/sのもの	360,000円	380,000円

ウ プラン3のもの

加入契約回線1回線ごとに月額

区 分	料 金 額	
128kb/sのもの		82,000円
512kb/sのもの		118,000円
1.5Mb/sのもの		380,000円

(2) エコノミークラスのもの

ア プラン1のもの

加入契約回線1回線ごとに月額

区 分	料 金 額	
	エリア1又はエリア2のもの	エリア3のもの
128kb/sのもの	44,000円	46,000円
1.5Mb/sのもの	198,000円	208,000円

イ プラン2のもの

加入契約回線1回線ごとに月額

区 分	料 金 額	
	エリア1又はエリア2のもの	エリア3のもの
128kb/sのもの	44,000円	46,000円
1.5Mb/sのもの	198,000円	208,000円

ウ プラン3のもの

加入契約回線1回線ごとに月額

区 分	料 金 額	
128kb/sのもの		46,000円
1.5Mb/sのもの		208,000円

2-1-2 ATM方式のもの

(1) プラン1のもの

加入契約回線1回線ごとに月額

区 分	料 金 額	
	エリア1又はエリア2のもの	エリア3のもの
3Mb/sのもの	294,000円	309,000円
4Mb/sのもの	371,000円	390,000円
5Mb/sのもの	406,000円	427,000円
6Mb/sのもの	421,000円	443,000円
7Mb/sのもの	484,000円	509,000円
8Mb/sのもの	524,000円	551,000円
9Mb/sのもの	561,000円	590,000円
10Mb/sのもの	598,000円	629,000円
11Mb/sのもの	620,000円	652,000円
12Mb/sのもの	639,000円	672,000円
13Mb/sのもの	658,000円	692,000円
14Mb/sのもの	677,000円	712,000円
15Mb/sのもの	696,000円	732,000円
16Mb/sのもの	715,000円	752,000円
17Mb/sのもの	734,000円	772,000円
18Mb/sのもの	753,000円	792,000円
19Mb/sのもの	772,000円	812,000円
20Mb/sのもの	787,000円	828,000円
21Mb/sのもの	804,000円	846,000円
22Mb/sのもの	821,000円	864,000円
23Mb/sのもの	838,000円	882,000円
24Mb/sのもの	855,000円	900,000円
25Mb/sのもの	872,000円	918,000円
26Mb/sのもの	889,000円	936,000円
27Mb/sのもの	906,000円	954,000円
28Mb/sのもの	923,000円	972,000円
29Mb/sのもの	940,000円	990,000円
30Mb/sのもの	951,000円	1,001,000円
31Mb/sのもの	967,000円	1,018,000円
32Mb/sのもの	983,000円	1,035,000円
33Mb/sのもの	999,000円	1,052,000円
34Mb/sのもの	1,015,000円	1,069,000円
35Mb/sのもの	1,031,000円	1,086,000円
36Mb/sのもの	1,047,000円	1,103,000円
37Mb/sのもの	1,063,000円	1,120,000円
38Mb/sのもの	1,079,000円	1,137,000円
39Mb/sのもの	1,095,000円	1,154,000円
40Mb/sのもの	1,108,000円	1,166,000円
41Mb/sのもの	1,128,000円	1,187,000円
42Mb/sのもの	1,148,000円	1,208,000円
43Mb/sのもの	1,168,000円	1,229,000円
44Mb/sのもの	1,188,000円	1,250,000円
45Mb/sのもの	1,208,000円	1,271,000円

46Mb/s のもの	1,228,000 円	1,292,000 円
47Mb/s のもの	1,248,000 円	1,313,000 円
48Mb/s のもの	1,268,000 円	1,334,000 円
49Mb/s のもの	1,288,000 円	1,355,000 円
50Mb/s のもの	1,307,000 円	1,375,000 円
51Mb/s のもの	1,319,000 円	1,388,000 円
52Mb/s のもの	1,331,000 円	1,401,000 円
53Mb/s のもの	1,343,000 円	1,414,000 円
54Mb/s のもの	1,355,000 円	1,427,000 円
55Mb/s のもの	1,367,000 円	1,440,000 円
56Mb/s のもの	1,379,000 円	1,453,000 円
57Mb/s のもの	1,391,000 円	1,466,000 円
58Mb/s のもの	1,403,000 円	1,479,000 円
59Mb/s のもの	1,415,000 円	1,492,000 円
60Mb/s のもの	1,425,000 円	1,500,000 円
61Mb/s のもの	1,434,000 円	1,510,000 円
62Mb/s のもの	1,443,000 円	1,520,000 円
63Mb/s のもの	1,452,000 円	1,530,000 円
64Mb/s のもの	1,461,000 円	1,540,000 円
65Mb/s のもの	1,470,000 円	1,550,000 円
66Mb/s のもの	1,479,000 円	1,560,000 円
67Mb/s のもの	1,488,000 円	1,570,000 円
68Mb/s のもの	1,497,000 円	1,580,000 円
69Mb/s のもの	1,506,000 円	1,590,000 円
70Mb/s のもの	1,515,000 円	1,600,000 円
71Mb/s のもの	1,524,000 円	1,610,000 円
72Mb/s のもの	1,533,000 円	1,620,000 円
73Mb/s のもの	1,542,000 円	1,630,000 円
74Mb/s のもの	1,551,000 円	1,640,000 円
75Mb/s のもの	1,560,000 円	1,650,000 円
76Mb/s のもの	1,569,000 円	1,660,000 円
77Mb/s のもの	1,578,000 円	1,670,000 円
78Mb/s のもの	1,587,000 円	1,680,000 円
79Mb/s のもの	1,596,000 円	1,690,000 円
80Mb/s のもの	1,605,000 円	1,700,000 円
81Mb/s のもの	1,614,000 円	1,710,000 円
82Mb/s のもの	1,623,000 円	1,720,000 円
83Mb/s のもの	1,632,000 円	1,730,000 円
84Mb/s のもの	1,641,000 円	1,740,000 円
85Mb/s のもの	1,650,000 円	1,750,000 円
86Mb/s のもの	1,659,000 円	1,760,000 円
87Mb/s のもの	1,668,000 円	1,770,000 円
88Mb/s のもの	1,677,000 円	1,780,000 円
89Mb/s のもの	1,686,000 円	1,790,000 円
90Mb/s のもの	1,695,000 円	1,800,000 円
91Mb/s のもの	1,704,000 円	1,810,000 円
92Mb/s のもの	1,713,000 円	1,820,000 円
93Mb/s のもの	1,722,000 円	1,830,000 円
94Mb/s のもの	1,731,000 円	1,840,000 円

95Mb/s のもの	1,740,000 円	1,850,000 円
96Mb/s のもの	1,749,000 円	1,860,000 円
97Mb/s のもの	1,758,000 円	1,870,000 円
98Mb/s のもの	1,767,000 円	1,880,000 円
99Mb/s のもの	1,776,000 円	1,890,000 円
100Mb/s のもの	1,785,000 円	1,900,000 円
101Mb/s のもの	1,794,000 円	1,909,000 円
102Mb/s のもの	1,803,000 円	1,918,000 円
103Mb/s のもの	1,812,000 円	1,927,000 円
104Mb/s のもの	1,821,000 円	1,936,000 円
105Mb/s のもの	1,830,000 円	1,945,000 円
106Mb/s のもの	1,839,000 円	1,954,000 円
107Mb/s のもの	1,848,000 円	1,963,000 円
108Mb/s のもの	1,857,000 円	1,972,000 円
109Mb/s のもの	1,866,000 円	1,981,000 円
110Mb/s のもの	1,875,000 円	1,990,000 円
111Mb/s のもの	1,884,000 円	1,999,000 円
112Mb/s のもの	1,893,000 円	2,008,000 円
113Mb/s のもの	1,902,000 円	2,017,000 円
114Mb/s のもの	1,911,000 円	2,026,000 円
115Mb/s のもの	1,920,000 円	2,035,000 円
116Mb/s のもの	1,929,000 円	2,044,000 円
117Mb/s のもの	1,938,000 円	2,053,000 円
118Mb/s のもの	1,947,000 円	2,062,000 円
119Mb/s のもの	1,956,000 円	2,071,000 円
120Mb/s のもの	1,965,000 円	2,080,000 円
備考		
1 1（適用）(3)に定める通信の態様による細目が1芯式の場合においては、3Mb/s から 44Mb/s の品目について、この表の各区分の料金額から 2,000 円 (2,100 円)を減額するものとします。		
2 1（適用）(3)に定める通信の態様による細目が2芯式の場合においては、3Mb/s から 44Mb/s の品目について、この表の各区分の料金額に 64,000 円 (67,200 円)を加算するものとします。		

(2) プラン2のもの

加入契約回線1回線ごとに月額

区 分	料 金 額	
	エリア1又はエリア2のもの	エリア3のもの
3Mb/s のもの	294,000 円	309,000 円
4Mb/s のもの	371,000 円	390,000 円
5Mb/s のもの	406,000 円	427,000 円
6Mb/s のもの	421,000 円	443,000 円
7Mb/s のもの	484,000 円	509,000 円
8Mb/s のもの	524,000 円	551,000 円
9Mb/s のもの	561,000 円	590,000 円
10Mb/s のもの	598,000 円	629,000 円
11Mb/s のもの	620,000 円	652,000 円
12Mb/s のもの	639,000 円	672,000 円
13Mb/s のもの	658,000 円	692,000 円
14Mb/s のもの	677,000 円	712,000 円

15Mb/s のもの	696,000 円	732,000 円
16Mb/s のもの	715,000 円	752,000 円
17Mb/s のもの	734,000 円	772,000 円
18Mb/s のもの	753,000 円	792,000 円
19Mb/s のもの	772,000 円	812,000 円
20Mb/s のもの	787,000 円	828,000 円
21Mb/s のもの	804,000 円	846,000 円
22Mb/s のもの	821,000 円	864,000 円
23Mb/s のもの	838,000 円	882,000 円
24Mb/s のもの	855,000 円	900,000 円 (
25Mb/s のもの	872,000 円	918,000 円
26Mb/s のもの	889,000 円	936,000 円
27Mb/s のもの	906,000 円	954,000 円
28Mb/s のもの	923,000 円	972,000 円
29Mb/s のもの	940,000 円	990,000 円
30Mb/s のもの	951,000 円	1,001,000 円
31Mb/s のもの	967,000 円	1,018,000 円
32Mb/s のもの	983,000 円	1,035,000 円
33Mb/s のもの	999,000 円	1,052,000 円
34Mb/s のもの	1,015,000 円	1,069,000 円
35Mb/s のもの	1,031,000 円	1,086,000 円
36Mb/s のもの	1,047,000 円	1,103,000 円
37Mb/s のもの	1,063,000 円	1,120,000 円
38Mb/s のもの	1,079,000 円	1,137,000 円
39Mb/s のもの	1,095,000 円	1,154,000 円
40Mb/s のもの	1,108,000 円	1,166,000 円
41Mb/s のもの	1,128,000 円	1,187,000 円
42Mb/s のもの	1,148,000 円	1,208,000 円
43Mb/s のもの	1,168,000 円	1,229,000 円
44Mb/s のもの	1,188,000 円	1,250,000 円
45Mb/s のもの	1,208,000 円	1,271,000 円
46Mb/s のもの	1,228,000 円	1,292,000 円
47Mb/s のもの	1,248,000 円	1,313,000 円
48Mb/s のもの	1,268,000 円	1,334,000 円
49Mb/s のもの	1,288,000 円	1,355,000 円
50Mb/s のもの	1,307,000 円	1,375,000 円
51Mb/s のもの	1,319,000 円	1,388,000 円
52Mb/s のもの	1,331,000 円	1,401,000 円
53Mb/s のもの	1,343,000 円	1,414,000 円
54Mb/s のもの	1,355,000 円	1,427,000 円
55Mb/s のもの	1,367,000 円	1,440,000 円
56Mb/s のもの	1,379,000 円	1,453,000 円
57Mb/s のもの	1,391,000 円	1,466,000 円
58Mb/s のもの	1,403,000 円	1,479,000 円
59Mb/s のもの	1,415,000 円	1,492,000 円
60Mb/s のもの	1,425,000 円	1,500,000 円
61Mb/s のもの	1,434,000 円	1,510,000 円
62Mb/s のもの	1,443,000 円	1,520,000 円
63Mb/s のもの	1,452,000 円	1,530,000 円

64Mb/s のもの	1,461,000 円	1,540,000 円
65Mb/s のもの	1,470,000 円	1,550,000 円
66Mb/s のもの	1,479,000 円	1,560,000 円
67Mb/s のもの	1,488,000 円	1,570,000 円
68Mb/s のもの	1,497,000 円	1,580,000 円
69Mb/s のもの	1,506,000 円	1,590,000 円
70Mb/s のもの	1,515,000 円	1,600,000 円
71Mb/s のもの	1,524,000 円	1,610,000 円
72Mb/s のもの	1,533,000 円	1,620,000 円
73Mb/s のもの	1,542,000 円	1,630,000 円
74Mb/s のもの	1,551,000 円	1,640,000 円
75Mb/s のもの	1,560,000 円	1,650,000 円
76Mb/s のもの	1,569,000 円	1,660,000 円
77Mb/s のもの	1,578,000 円	1,670,000 円
78Mb/s のもの	1,587,000 円	1,680,000 円
79Mb/s のもの	1,596,000 円	1,690,000 円
80Mb/s のもの	1,605,000 円	1,700,000 円
81Mb/s のもの	1,614,000 円	1,710,000 円
82Mb/s のもの	1,623,000 円	1,720,000 円
83Mb/s のもの	1,632,000 円	1,730,000 円
84Mb/s のもの	1,641,000 円	1,740,000 円
85Mb/s のもの	1,650,000 円	1,750,000 円
86Mb/s のもの	1,659,000 円	1,760,000 円
87Mb/s のもの	1,668,000 円	1,770,000 円
88Mb/s のもの	1,677,000 円	1,780,000 円
89Mb/s のもの	1,686,000 円	1,790,000 円
90Mb/s のもの	1,695,000 円	1,800,000 円
91Mb/s のもの	1,704,000 円	1,810,000 円
92Mb/s のもの	1,713,000 円	1,820,000 円
93Mb/s のもの	1,722,000 円	1,830,000 円
94Mb/s のもの	1,731,000 円	1,840,000 円
95Mb/s のもの	1,740,000 円	1,850,000 円
96Mb/s のもの	1,749,000 円	1,860,000 円
97Mb/s のもの	1,758,000 円	1,870,000 円
98Mb/s のもの	1,767,000 円	1,880,000 円
99Mb/s のもの	1,776,000 円	1,890,000 円
100Mb/s のもの	1,785,000 円	1,900,000 円
101Mb/s のもの	1,794,000 円	1,909,000 円
102Mb/s のもの	1,803,000 円	1,918,000 円
103Mb/s のもの	1,812,000 円	1,927,000 円 (
104Mb/s のもの	1,821,000 円	1,936,000 円
105Mb/s のもの	1,830,000 円	1,945,000 円
106Mb/s のもの	1,839,000 円	1,954,000 円
107Mb/s のもの	1,848,000 円	1,963,000 円
108Mb/s のもの	1,857,000 円	1,972,000 円
109Mb/s のもの	1,866,000 円	1,981,000 円
110Mb/s のもの	1,875,000 円	1,990,000 円
111Mb/s のもの	1,884,000 円	1,999,000 円
112Mb/s のもの	1,893,000 円	2,008,000 円

113Mb/s のもの	1,902,000 円	2,017,000 円
114Mb/s のもの	1,911,000 円	2,026,000 円
115Mb/s のもの	1,920,000 円	2,035,000 円
116Mb/s のもの	1,929,000 円	2,044,000 円
117Mb/s のもの	1,938,000 円	2,053,000 円
118Mb/s のもの	1,947,000 円	2,062,000 円
119Mb/s のもの	1,956,000 円	2,071,000 円
120Mb/s のもの	1,965,000 円	2,080,000 円

備考

- 1 1 (適用) (3)に定める通信の態様による細目が1芯式の場合においては、3Mb/s から 44Mb/s の品目について、この表の各区分の料金額から 2,000 円を減額するものとします。
- 2 1 (適用) (3)に定める通信の態様による細目が2芯式の場合においては、3Mb/s から 44Mb/s の品目について、この表の各区分の料金額に 64,000 円を加算するものとします。

(3) プラン3のもの

加入契約回線1回線ごとに月額

区 分	料 金 額
3Mb/s のもの	309,000 円
4Mb/s のもの	390,000 円
5Mb/s のもの	427,000 円
6Mb/s のもの	443,000 円
7Mb/s のもの	509,000 円
8Mb/s のもの	551,000 円
9Mb/s のもの	590,000 円
10Mb/s のもの	629,000 円
11Mb/s のもの	652,000 円
12Mb/s のもの	672,000 円
13Mb/s のもの	692,000 円
14Mb/s のもの	712,000 円
15Mb/s のもの	732,000 円
16Mb/s のもの	752,000 円
17Mb/s のもの	772,000 円
18Mb/s のもの	792,000 円
19Mb/s のもの	812,000 円
20Mb/s のもの	828,000 円
21Mb/s のもの	846,000 円
22Mb/s のもの	864,000 円
23Mb/s のもの	882,000 円
24Mb/s のもの	900,000 円
25Mb/s のもの	918,000 円
26Mb/s のもの	936,000 円
27Mb/s のもの	954,000 円
28Mb/s のもの	972,000 円
29Mb/s のもの	990,000 円
30Mb/s のもの	1,001,000 円
31Mb/s のもの	1,018,000 円
32Mb/s のもの	1,035,000 円
33Mb/s のもの	1,052,000 円

34Mb/s のもの	1,069,000 円
35Mb/s のもの	1,086,000 円
36Mb/s のもの	1,103,000 円
37Mb/s のもの	1,120,000 円
38Mb/s のもの	1,137,000 円
39Mb/s のもの	1,154,000 円
40Mb/s のもの	1,166,000 円
41Mb/s のもの	1,187,000 円
42Mb/s のもの	1,208,000 円
43Mb/s のもの	1,229,000 円
44Mb/s のもの	1,250,000 円
45Mb/s のもの	1,271,000 円
46Mb/s のもの	1,292,000 円
47Mb/s のもの	1,313,000 円
48Mb/s のもの	1,334,000 円
49Mb/s のもの	1,355,000 円
50Mb/s のもの	1,375,000 円
51Mb/s のもの	1,388,000 円
52Mb/s のもの	1,401,000 円
53Mb/s のもの	1,414,000 円
54Mb/s のもの	1,427,000 円
55Mb/s のもの	1,440,000 円
56Mb/s のもの	1,453,000 円
57Mb/s のもの	1,466,000 円
58Mb/s のもの	1,479,000 円
59Mb/s のもの	1,492,000 円
60Mb/s のもの	1,500,000 円
61Mb/s のもの	1,510,000 円
62Mb/s のもの	1,520,000 円
63Mb/s のもの	1,530,000 円
64Mb/s のもの	1,540,000 円
65Mb/s のもの	1,550,000 円
66Mb/s のもの	1,560,000 円
67Mb/s のもの	1,570,000 円
68Mb/s のもの	1,580,000 円
69Mb/s のもの	1,590,000 円
70Mb/s のもの	1,600,000 円
71Mb/s のもの	1,610,000 円
72Mb/s のもの	1,620,000 円
73Mb/s のもの	1,630,000 円
74Mb/s のもの	1,640,000 円
75Mb/s のもの	1,650,000 円
76Mb/s のもの	1,660,000 円
77Mb/s のもの	1,670,000 円
78Mb/s のもの	1,680,000 円
79Mb/s のもの	1,690,000 円
80Mb/s のもの	1,700,000 円
81Mb/s のもの	1,710,000 円
82Mb/s のもの	1,720,000 円



83Mb/s のもの	1,730,000 円
84Mb/s のもの	1,740,000 円
85Mb/s のもの	1,750,000 円
86Mb/s のもの	1,760,000 円
87Mb/s のもの	1,770,000 円
88Mb/s のもの	1,780,000 円
89Mb/s のもの	1,790,000 円
90Mb/s のもの	1,800,000 円
91Mb/s のもの	1,810,000 円
92Mb/s のもの	1,820,000 円
93Mb/s のもの	1,830,000 円
94Mb/s のもの	1,840,000 円
95Mb/s のもの	1,850,000 円
96Mb/s のもの	1,860,000 円
97Mb/s のもの	1,870,000 円
98Mb/s のもの	1,880,000 円
99Mb/s のもの	1,890,000 円
100Mb/s のもの	1,900,000 円
101Mb/s のもの	1,909,000 円
102Mb/s のもの	1,918,000 円
103Mb/s のもの	1,927,000 円
104Mb/s のもの	1,936,000 円
105Mb/s のもの	1,945,000 円
106Mb/s のもの	1,954,000 円
107Mb/s のもの	1,963,000 円
108Mb/s のもの	1,972,000 円
109Mb/s のもの	1,981,000 円
110Mb/s のもの	1,990,000 円
111Mb/s のもの	1,999,000 円
112Mb/s のもの	2,008,000 円
113Mb/s のもの	2,017,000 円
114Mb/s のもの	2,026,000 円
115Mb/s のもの	2,035,000 円
116Mb/s のもの	2,044,000 円
117Mb/s のもの	2,053,000 円
118Mb/s のもの	2,062,000 円
119Mb/s のもの	2,071,000 円
120Mb/s のもの	2,080,000 円
備考	
1 1 (適用) (3)に定める通信の態様による細目が1芯式の場合においては、3Mb/s から 44Mb/s の品目について、この表の各区分の料金額から 2,000 円を減額するものとします。	
2 1 (適用) (3)に定める通信の態様による細目が2芯式の場合においては、3Mb/s から 44Mb/s の品目について、この表の各区分の料金額に 64,000 円を加算するものとします。	

## 2-1-3 イーサネット方式のもの

### (1) クラス1-1のもの

ア タイプ1のもの

① プラン1のもの

加入契約回線等 1回線ごとに月額

区 分	料 金 額		
	エリア1のもの	エリア2のもの	エリア3のもの
0.5Mb/sのもの	44,000円	66,000円	67,000円
1Mb/sのもの	51,000円	76,000円	89,000円
2Mb/sのもの	70,000円	113,000円	133,000円
3Mb/sのもの	85,000円	138,000円	168,000円
4Mb/sのもの	102,000円	160,000円	203,000円
5Mb/sのもの	119,000円	181,000円	236,000円
6Mb/sのもの		185,000円	244,000円
7Mb/sのもの		189,000円	265,000円
8Mb/sのもの		193,000円	285,000円
9Mb/sのもの		197,000円	306,000円
10Mb/sのもの		200,000円	327,000円
20Mb/sのもの		220,000円	392,000円
30Mb/sのもの		240,000円	457,000円
40Mb/sのもの		259,000円	521,000円
50Mb/sのもの		279,000円	586,000円
60Mb/sのもの		299,000円	651,000円
70Mb/sのもの		319,000円	716,000円
80Mb/sのもの		338,000円	780,000円
90Mb/sのもの		358,000円	845,000円
100Mb/sのもの		378,000円	910,000円
200Mb/sのもの		1,000,000円	1,8000,00円
300Mb/sのもの		1,063,000円	2,4750,00円
400Mb/sのもの		1,126,000円	3,1500,00円
500Mb/sのもの		1,189,000円	3,8250,00円
600Mb/sのもの		1,252,000円	4,500,000円
700Mb/sのもの		1,315,000円	5,1750,00円
800Mb/sのもの		1,378,000円	5,8500,00円
900Mb/sのもの		1,441,000円	6,5250,00円
1Gb/sのもの		1,500,000円	7,2000,00円
2Gb/sのもの		3,975,000円	—
3Gb/sのもの		4,214,000円	—
4Gb/sのもの		4,467,000円	—
5Gb/sのもの		4,735,000円	—
6Gb/sのもの		4,972,000円	—
7Gb/sのもの		5,221,000円	—
8Gb/sのもの		5,482,000円	—
9Gb/sのもの		5,756,000円	—
10Gb/sのもの		5,986,000円	—
1Mb/s (バーストタイプ)のもの	51,000円	76,000円	89,000円
10Mb/s (バーストタイプ)のもの		210,000円	360,000円

② プラン2のもの

加入契約回線等 1 回線ごとに月額

区 分	料 金 額	
	エリア1又はエリア2のもの	エリア3のもの
0.5Mb/sのもの	66,000円	67,000円
1Mb/sのもの	76,000円	89,000円
2Mb/sのもの	113,000円	133,000円
3Mb/sのもの	138,000円	168,000円
4Mb/sのもの	160,000円	203,000円
5Mb/sのもの	181,000円	236,000円
6Mb/sのもの	197,000円	244,000円
7Mb/sのもの	214,000円	265,000円
8Mb/sのもの	230,000円	285,000円
9Mb/sのもの	247,000円	306,000円
10Mb/sのもの	263,000円	327,000円
20Mb/sのもの	289,000円	392,000円
30Mb/sのもの	315,000円	457,000円
40Mb/sのもの	341,000円	521,000円
50Mb/sのもの	367,000円	586,000円
60Mb/sのもの	394,000円	651,000円
70Mb/sのもの	420,000円	716,000円
80Mb/sのもの	446,000円	780,000円
90Mb/sのもの	472,000円	845,000円
100Mb/sのもの	498,000円	910,000円
200Mb/sのもの	1,420,000円	1,800,000円
300Mb/sのもの	1,680,000円	2,475,000円
400Mb/sのもの	1,940,000円	3,150,000円
500Mb/sのもの	2,200,000円	3,825,000円
600Mb/sのもの	2,460,000円	4,500,000円
700Mb/sのもの	2,720,000円	5,175,000円
800Mb/sのもの	2,980,000円	5,850,000円
900Mb/sのもの	3,240,000円	6,525,000円
1Gb/sのもの	3,500,000円	7,200,000円
2Gb/sのもの	9,975,000円	—
3Gb/sのもの	11,771,000円	—
4Gb/sのもの	13,537,000円	—
5Gb/sのもの	15,297,000円	—
6Gb/sのもの	17,133,000円	—
7Gb/sのもの	19,018,000円	—
8Gb/sのもの	20,920,000円	—
9Gb/sのもの	22,803,000円	—
10Gb/sのもの	24,627,000円	—
1Mb/s (バーストタイプ)のもの	76,000円	89,000円
10Mb/s (バーストタイプ)のもの	276,000円	360,000円

③ プラン3のもの

加入契約回線等 1 回線ごとに月額

区 分	料 金 額
0.5Mb/s のもの	67,000 円
1Mb/s のもの	89,000 円
2Mb/s のもの	133,000 円
3Mb/s のもの	168,000 円
4Mb/s のもの	203,000 円
5Mb/s のもの	236,000 円
6Mb/s のもの	244,000 円
7Mb/s のもの	265,000 円
8Mb/s のもの	285,000 円
9Mb/s のもの	306,000 円
10Mb/s のもの	327,000 円
20Mb/s のもの	392,000 円
30Mb/s のもの	457,000 円
40Mb/s のもの	521,000 円
50Mb/s のもの	586,000 円
60Mb/s のもの	651,000 円
70Mb/s のもの	716,000 円
80Mb/s のもの	780,000 円
90Mb/s のもの	845,000 円
100Mb/s のもの	910,000 円
200Mb/s のもの	1,800,000 円
300Mb/s のもの	2,475,000 円
400Mb/s のもの	3,150,000 円
500Mb/s のもの	3,825,000 円
600Mb/s のもの	4,500,000 円
700Mb/s のもの	5,175,000 円
800Mb/s のもの	5,850,000 円
900Mb/s のもの	6,525,000 円
1Gb/s のもの	7,200,000 円
2Gb/s のもの	14,256,000 円
3Gb/s のもの	19,673,000 円
4Gb/s のもの	24,985,000 円
5Gb/s のもの	30,232,000 円
6Gb/s のもの	35,674,000 円
7Gb/s のもの	41,025,000 円
8Gb/s のもの	46,358,000 円
9Gb/s のもの	51,921,000 円
10Gb/s のもの	57,113,000 円
1Mb/s (バーストタイプ) のもの	89,000 円
10Mb/s (バーストタイプ) のもの	360,000 円

イ タイプ2のもの

① プラン1のもの

加入契約回線等 1 回線ごとに月額

区 分	料 金 額		
	エリア1のもの	エリア2のもの	エリア3のもの
0.5Mb/sのもの	44,000円	66,000円	67,000円

1Mb/sのもの	51,000円	76,000円	89,000円
2Mb/sのもの	70,000円	113,000円	133,000円
3Mb/sのもの	85,000円	138,000円	168,000円
4Mb/sのもの	102,000円	160,000円	203,000円
5Mb/sのもの	119,000円	181,000円	236,000円
6Mb/sのもの		185,000円	244,000円
7Mb/sのもの		189,000円	265,000円
8Mb/sのもの		193,000円	285,000円
9Mb/sのもの		197,000円	306,000円
10Mb/sのもの		210,000円	360,000円
20Mb/sのもの		220,000円	392,000円
30Mb/sのもの		240,000円	457,000円
40Mb/sのもの		259,000円	521,000円
50Mb/sのもの		279,000円	586,000円
60Mb/sのもの		299,000円	651,000円
70Mb/sのもの		319,000円	716,000円
80Mb/sのもの		338,000円	780,000円
90Mb/sのもの		358,000円	845,000円

② プラン2のもの

加入契約回線等 1回線ごとに月額

区 分	料 金 額	
	エリア1又はエリア2のもの	エリア3のもの
0.5Mb/sのもの	66,000円	67,000円
1Mb/sのもの	76,000円	89,000円
2Mb/sのもの	113,000円	133,000円
3Mb/sのもの	138,000円	168,000円
4Mb/sのもの	160,000円	203,000円
5Mb/sのもの	181,000円	236,000円
6Mb/sのもの	197,000円	244,000円
7Mb/sのもの	214,000円	265,000円
8Mb/sのもの	230,000円	285,000円
9Mb/sのもの	247,000円	306,000円
10Mb/sのもの	276,000円	360,000円
20Mb/sのもの	289,000円	392,000円
30Mb/sのもの	315,000円	457,000円
40Mb/sのもの	341,000円	521,000円
50Mb/sのもの	367,000円	586,000円
60Mb/sのもの	394,000円	651,000円
70Mb/sのもの	420,000円	716,000円
80Mb/sのもの	446,000円	780,000円
90Mb/sのもの	472,000円	845,000円

③ プラン③のもの

加入契約回線等 1回線ごとに月額

区 分	料 金 額
0.5Mb/sのもの	67,000円

1Mb/s のもの	89,000 円
2Mb/s のもの	133,000 円
3Mb/s のもの	168,000 円
4Mb/s のもの	203,000 円
5Mb/s のもの	236,000 円
6Mb/s のもの	244,000 円
7Mb/s のもの	265,000 円
8Mb/s のもの	285,000 円
9Mb/s のもの	306,000 円
10Mb/s のもの	360,000 円
20Mb/s のもの	392,000 円
30Mb/s のもの	457,000 円
40Mb/s のもの	521,000 円
50Mb/s のもの	586,000 円
60Mb/s のもの	651,000 円
70Mb/s のもの	716,000 円
80Mb/s のもの	780,000 円
90Mb/s のもの	845,000 円

(2) クラス 1-2 のもの

ア タイプ 1 のもの

① プラン 1 のもの

加入契約回線等 1 回線ごとに月額

区 分	料 金 額	
	エリア 1 又はエリア 2 のもの	エリア 3 のもの
0.5Mb/s のもの	44,000 円	48,000 円
1Mb/s のもの	46,000 円	50,000 円
2Mb/s のもの	50,000 円	62,000 円
3Mb/s のもの	58,000 円	76,000 円
4Mb/s のもの	66,000 円	95,000 円
5Mb/s のもの	74,000 円	114,000 円
6Mb/s のもの	80,000 円	170,000 円
7Mb/s のもの	85,000 円	184,000 円
8Mb/s のもの	90,000 円	198,000 円
9Mb/s のもの	95,000 円	212,000 円
10Mb/s のもの	100,000 円	227,000 円
20Mb/s のもの	106,000 円	277,000 円
30Mb/s のもの	112,000 円	328,000 円
40Mb/s のもの	117,000 円	378,000 円
50Mb/s のもの	123,000 円	429,000 円
60Mb/s のもの	128,000 円	480,000 円
70Mb/s のもの	134,000 円	531,000 円
80Mb/s のもの	139,000 円	581,000 円
90Mb/s のもの	145,000 円	632,000 円
100Mb/s のもの	150,000 円	682,000 円
200Mb/s のもの	160,000 円	770,000 円
300Mb/s のもの	250,000 円	1,200,000 円
400Mb/s のもの	350,000 円	1,700,000 円

500Mb/s のもの	440,000 円	2,200,000 円
600Mb/s のもの	540,000 円	2,700,000 円
700Mb/s のもの	630,000 円	3,200,000 円
800Mb/s のもの	730,000 円	3,700,000 円
900Mb/s のもの	830,000 円	4,200,000 円
1Gb/s のもの	930,000 円	4,600,000 円
2Gb/s のもの	995,000 円	—
3Gb/s のもの	1,552,000 円	—
4Gb/s のもの	2,173,000 円	—
5Gb/s のもの	2,738,000 円	—
6Gb/s のもの	3,368,000 円	—
7Gb/s のもの	3,941,000 円	—
8Gb/s のもの	4,572,000 円	—
9Gb/s のもの	5,212,000 円	—
10Gb/s のもの	5,837,000 円	—
1Mb/s (パーストタイプ) のもの	76,000 円	89,000 円
10Mb/s (パーストタイプ) のもの	210,000 円	360,000 円

② プラン2のもの

加入契約回線等 1 回線ごとに月額

区 分	料 金 額	
	エリア1又はエリア2のもの	エリア3のもの
0.5Mb/s のもの	46,000 円	48,000 円
1Mb/s のもの	48,000 円	50,000 円
2Mb/s のもの	56,000 円	62,000 円
3Mb/s のもの	67,000 円	76,000 円
4Mb/s のもの	80,000 円	95,000 円
5Mb/s のもの	94,000 円	114,000 円
6Mb/s のもの	125,000 円	170,000 円
7Mb/s のもの	134,000 円	184,000 円
8Mb/s のもの	144,000 円	198,000 円
9Mb/s のもの	154,000 円	212,000 円
10Mb/s のもの	163,000 円	227,000 円
20Mb/s のもの	175,000 円	277,000 円
30Mb/s のもの	187,000 円	328,000 円
40Mb/s のもの	200,000 円	378,000 円
50Mb/s のもの	212,000 円	429,000 円
60Mb/s のもの	224,000 円	480,000 円
70Mb/s のもの	236,000 円	531,000 円
80Mb/s のもの	247,000 円	581,000 円
90Mb/s のもの	258,000 円	632,000 円
100Mb/s のもの	270,000 円	682,000 円
200Mb/s のもの	320,000 円	770,000 円
300Mb/s のもの	510,000 円	1,200,000 円
400Mb/s のもの	720,000 円	1,700,000 円
500Mb/s のもの	910,000 円	2,200,000 円
600Mb/s のもの	1,100,000 円	2,700,000 円
700Mb/s のもの	1,300,000 円	3,200,000 円

800Mb/s のもの	1,500,000 円	3,700,000 円
900Mb/s のもの	1,700,000 円	4,200,000 円
1Gb/s のもの	1,900,000 円	4,600,000 円
2Gb/s のもの	2,261,000 円	—
3Gb/s のもの	3,595,000 円	—
4Gb/s のもの	5,069,000 円	—
5Gb/s のもの	6,387,000 円	—
6Gb/s のもの	7,728,000 円	—
7Gb/s のもの	9,119,000 円	—
8Gb/s のもの	10,487,000 円	—
9Gb/s のもの	11,850,000 円	—
10Gb/s のもの	13,272,000 円	—
1Mb/s (バーストタイプ) のもの	76,000 円	89,000 円
10Mb/s (バーストタイプ) のもの	210,000 円	360,000 円

③ プラン3のもの

加入契約回線等 1 回線ごとに月額

区 分	料 金 額
0.5Mb/s のもの	48,000 円
1Mb/s のもの	50,000 円
2Mb/s のもの	62,000 円
3Mb/s のもの	76,000 円
4Mb/s のもの	95,000 円
5Mb/s のもの	114,000 円
6Mb/s のもの	170,000 円
7Mb/s のもの	184,000 円
8Mb/s のもの	198,000 円
9Mb/s のもの	212,000 円
10Mb/s のもの	227,000 円
20Mb/s のもの	277,000 円
30Mb/s のもの	328,000 円
40Mb/s のもの	378,000 円
50Mb/s のもの	429,000 円
60Mb/s のもの	480,000 円
70Mb/s のもの	531,000 円
80Mb/s のもの	581,000 円
90Mb/s のもの	632,000 円
100Mb/s のもの	682,000 円
200Mb/s のもの	770,000 円
300Mb/s のもの	1,200,000 円
400Mb/s のもの	1,700,000 円
500Mb/s のもの	2,200,000 円
600Mb/s のもの	2,700,000 円
700Mb/s のもの	3,200,000 円
800Mb/s のもの	3,700,000 円
900Mb/s のもの	4,200,000 円
1Gb/s のもの	4,600,000 円
2Gb/s のもの	5,198,000 円



3Gb/s のもの	8,109,000 円
4Gb/s のもの	11,515,000 円
5Gb/s のもの	14,854,000 円
6Gb/s のもの	18,270,000 円
7Gb/s のもの	21,741,000 円
8Gb/s のもの	25,220,000 円
9Gb/s のもの	28,751,000 円
10Gb/s のもの	31,626,000 円
1Mb/s (バーストタイプ) のもの	89,000 円
10Mb/s (バーストタイプ) のもの	360,000 円

イ タイプ2のもの

① プラン1のもの

加入契約回線等 1 回線ごとに月額

区 分	料 金 額	
	エリア1又はエリア2のもの	エリア3のもの
0.5Mb/s のもの	44,000 円	48,000 円
1Mb/s のもの	46,000 円	50,000 円
2Mb/s のもの	50,000 円	62,000 円
3Mb/s のもの	58,000 円	76,000 円
4Mb/s のもの	66,000 円	95,000 円
5Mb/s のもの	74,000 円	114,000 円
6Mb/s のもの	80,000 円	170,000 円
7Mb/s のもの	85,000 円	184,000 円
8Mb/s のもの	90,000 円	198,000 円
9Mb/s のもの	95,000 円	212,000 円
10Mb/s のもの	103,000 円	252,000 円
20Mb/s のもの	106,000 円	277,000 円
30Mb/s のもの	112,000 円	328,000 円
40Mb/s のもの	117,000 円	378,000 円
50Mb/s のもの	123,000 円	429,000 円
60Mb/s のもの	128,000 円	480,000 円
70Mb/s のもの	134,000 円	531,000 円
80Mb/s のもの	139,000 円	581,000 円
90Mb/s のもの	145,000 円	632,000 円

② プラン2のもの

加入契約回線等 1 回線ごとに月額

区 分	料 金 額	
	エリア1又はエリア2のもの	エリア3のもの
0.5Mb/s のもの	46,000 円	48,000 円
1Mb/s のもの	48,000 円	50,000 円
2Mb/s のもの	56,000 円	62,000 円
3Mb/s のもの	67,000 円	76,000 円
4Mb/s のもの	80,000 円	95,000 円
5Mb/s のもの	94,000 円	114,000 円
6Mb/s のもの	125,000 円	170,000 円
7Mb/s のもの	134,000 円	184,000 円

8Mb/s のもの	144,000 円	198,000 円
9Mb/s のもの	154,000 円	212,000 円
10Mb/s のもの	169,000 円	252,000 円
20Mb/s のもの	175,000 円	277,000 円
30Mb/s のもの	187,000 円	328,000 円
40Mb/s のもの	200,000 円	378,000 円
50Mb/s のもの	212,000 円	429,000 円
60Mb/s のもの	224,000 円	480,000 円
70Mb/s のもの	236,000 円	531,000 円
80Mb/s のもの	247,000 円	581,000 円
90Mb/s のもの	258,000 円	632,000 円

③ プラン3のもの

加入契約回線等 1 回線ごとに月額

区 分	料 金 額	
0.5Mb/s のもの		48,000 円
1Mb/s のもの		50,000 円
2Mb/s のもの		62,000 円
3Mb/s のもの		76,000 円
4Mb/s のもの		95,000 円
5Mb/s のもの		114,000 円
6Mb/s のもの		170,000 円
7Mb/s のもの		184,000 円
8Mb/s のもの		198,000 円
9Mb/s のもの		212,000 円
10Mb/s のもの		252,000 円
20Mb/s のもの		277,000 円
30Mb/s のもの		328,000 円
40Mb/s のもの		378,000 円
50Mb/s のもの		429,000 円
60Mb/s のもの		480,000 円
70Mb/s のもの		531,000 円
80Mb/s のもの		581,000 円
90Mb/s のもの		632,000 円

ウ タイプ3のもの

① プラン1のもの

加入契約回線等 1 回線ごとに月額

区 分	料 金 額	
	エリア1又はエリア2のもの	エリア3のもの
0.5Mb/s のもの	63,000 円	69,000 円
1Mb/s のもの	66,000 円	72,000 円
2Mb/s のもの	72,000 円	90,000 円
3Mb/s のもの	84,000 円	111,000 円
4Mb/s のもの	96,000 円	140,000 円
5Mb/s のもの	108,000 円	168,000 円
6Mb/s のもの	117,000 円	252,000 円
7Mb/s のもの	125,000 円	273,000 円
8Mb/s のもの	132,000 円	294,000 円

9Mb/s のもの	140,000 円	315,000 円
10Mb/s のもの	147,000 円	338,000 円
20Mb/s のもの	156,000 円	413,000 円
30Mb/s のもの	165,000 円	489,000 円
40Mb/s のもの	173,000 円	564,000 円
50Mb/s のもの	182,000 円	641,000 円
60Mb/s のもの	189,000 円	717,000 円
70Mb/s のもの	198,000 円	794,000 円
80Mb/s のもの	206,000 円	869,000 円
90Mb/s のもの	215,000 円	945,000 円
100Mb/s のもの	222,000 円	1,020,000 円
200Mb/s のもの	240,000 円	1,155,000 円
300Mb/s のもの	375,000 円	1,800,000 円
400Mb/s のもの	525,000 円	2,550,000 円
500Mb/s のもの	660,000 円	3,300,000 円
600Mb/s のもの	810,000 円	4,050,000 円
700Mb/s のもの	945,000 円	4,800,000 円
800Mb/s のもの	1,095,000 円	5,550,000 円
900Mb/s のもの	1,245,000 円	6,300,000 円
1Gb/s のもの	1,395,000 円	6,900,000 円
2Gb/s のもの	1,507,000 円	—
3Gb/s のもの	2,351,000 円	—
4Gb/s のもの	3,291,000 円	—
5Gb/s のもの	4,147,000 円	—
6Gb/s のもの	5,101,000 円	—
7Gb/s のもの	5,968,000 円	—
8Gb/s のもの	6,923,000 円	—
9Gb/s のもの	7,892,000 円	—
10Gb/s のもの	8,839,000 円	—

② プラン2のもの

加入契約回線等 1 回線ごとに月額

区 分	料 金 額	
	エリア1又はエリア2のもの	エリア3のもの
0.5Mb/s のもの	66,000 円	69,000 円
1Mb/s のもの	69,000 円	72,000 円
2Mb/s のもの	81,000 円	90,000 円
3Mb/s のもの	98,000 円	111,000 円
4Mb/s のもの	117,000 円	140,000 円
5Mb/s のもの	138,000 円	168,000 円
6Mb/s のもの	185,000 円	252,000 円
7Mb/s のもの	198,000 円	273,000 円
8Mb/s のもの	213,000 円	294,000 円
9Mb/s のもの	228,000 円	315,000 円
10Mb/s のもの	242,000 円	338,000 円
20Mb/s のもの	260,000 円	413,000 円
30Mb/s のもの	278,000 円	489,000 円
40Mb/s のもの	297,000 円	564,000 円
50Mb/s のもの	315,000 円	641,000 円

60Mb/s のもの	333,000 円	717,000 円
70Mb/s のもの	351,000 円	794,000 円
80Mb/s のもの	368,000 円	869,000 円
90Mb/s のもの	384,000 円	945,000 円
100Mb/s のもの	402,000 円	1,020,000 円
200Mb/s のもの	480,000 円	1,155,000 円
300Mb/s のもの	765,000 円	1,800,000 円
400Mb/s のもの	1,080,000 円	2,550,000 円
500Mb/s のもの	1,365,000 円	3,300,000 円
600Mb/s のもの	1,650,000 円	4,050,000 円
700Mb/s のもの	1,950,000 円	4,800,000 円
800Mb/s のもの	2,250,000 円	5,550,000 円
900Mb/s のもの	2,550,000 円	6,300,000 円
1Gb/s のもの	2,850,000 円	6,900,000 円
2Gb/s のもの	3,392,000 円	—
3Gb/s のもの	5,393,000 円	—
4Gb/s のもの	7,604,000 円	—
5Gb/s のもの	9,581,000 円	—
6Gb/s のもの	11,593,000 円	—
7Gb/s のもの	13,680,000 円	—
8Gb/s のもの	15,732,000 円	—
9Gb/s のもの	17,777,000 円	—
10Gb/s のもの	19,910,000 円	—

③ プラン3のもの

区 分	加入契約回線等 1 回線ごとに月額 料金額
0.5Mb/s のもの	69,000 円
1Mb/s のもの	72,000 円
2Mb/s のもの	90,000 円
3Mb/s のもの	111,000 円
4Mb/s のもの	140,000 円
5Mb/s のもの	168,000 円
6Mb/s のもの	252,000 円
7Mb/s のもの	273,000 円
8Mb/s のもの	294,000 円
9Mb/s のもの	315,000 円
10Mb/s のもの	338,000 円
20Mb/s のもの	413,000 円
30Mb/s のもの	489,000 円
40Mb/s のもの	564,000 円
50Mb/s のもの	641,000 円
60Mb/s のもの	717,000 円
70Mb/s のもの	794,000 円
80Mb/s のもの	869,000 円
90Mb/s のもの	945,000 円
100Mb/s のもの	1,020,000 円
200Mb/s のもの	1,155,000 円
300Mb/s のもの	1,800,000 円

400Mb/s のもの	2,550,000 円
500Mb/s のもの	3,300,000 円
600Mb/s のもの	4,050,000 円
700Mb/s のもの	4,800,000 円
800Mb/s のもの	5,550,000 円
900Mb/s のもの	6,300,000 円
1Gb/s のもの	6,900,000 円
2Gb/s のもの	7,797,000 円
3Gb/s のもの	12,163,000 円
4Gb/s のもの	17,271,000 円
5Gb/s のもの	22,280,000 円
6Gb/s のもの	27,404,000 円
7Gb/s のもの	32,611,000 円
8Gb/s のもの	37,829,000 円
9Gb/s のもの	43,125,000 円
10Gb/s のもの	47,438,000 円

(3) クラス 2-1 のもの

ア タイプ 1 のもの

① プラン 1 のもの

加入契約回線等 1 回線ごとに月額

区 分	料 金 額		
	エリア 1 のもの	エリア 2 のもの	エリア 3 のもの
0.5Mb/s のもの	44,000 円	66,000 円	67,000 円
1Mb/s のもの	51,000 円	76,000 円	89,000 円
2Mb/s のもの	70,000 円	113,000 円	133,000 円
3Mb/s のもの	85,000 円	138,000 円	168,000 円
4Mb/s のもの	102,000 円	160,000 円	203,000 円
5Mb/s のもの	119,000 円	181,000 円	236,000 円
6Mb/s のもの		185,000 円	244,000 円
7Mb/s のもの		189,000 円	265,000 円
8Mb/s のもの		193,000 円	285,000 円
9Mb/s のもの		197,000 円	306,000 円
10Mb/s のもの		200,000 円	327,000 円
20Mb/s のもの		220,000 円	392,000 円
30Mb/s のもの		240,000 円	457,000 円
40Mb/s のもの		259,000 円	521,000 円
50Mb/s のもの		279,000 円	586,000 円
60Mb/s のもの		299,000 円	651,000 円
70Mb/s のもの		319,000 円	716,000 円
80Mb/s のもの		338,000 円	780,000 円
90Mb/s のもの		358,000 円	845,000 円
100Mb/s のもの		378,000 円	910,000 円
100Mb/s を超えて 1Gb/s までのもの		別途算定する額	別途算定する額
1Gb/s を超えて 10Gb/s までのもの		別途算定する額	—
1Mb/s (バーストタイプ) のもの	51,000 円	76,000 円	89,000 円

10Mb/s (バーストタイプ) のもの	210,000 円	360,000 円
----------------------	-----------	-----------

② プラン2のもの

加入契約回線等 1 回線ごとに月額

区 分	料 金 額	
	エリア1又はエリア2のもの	エリア3のもの
0.5Mb/s のもの	66,000 円	67,000 円
1Mb/s のもの	76,000 円	89,000 円
2Mb/s のもの	113,000 円	133,000 円
3Mb/s のもの	138,000 円	168,000 円
4Mb/s のもの	160,000 円	203,000 円
5Mb/s のもの	181,000 円	236,000 円
6Mb/s のもの	197,000 円	244,000 円
7Mb/s のもの	214,000 円	265,000 円
8Mb/s のもの	230,000 円	285,000 円
9Mb/s のもの	247,000 円	306,000 円
10Mb/s のもの	263,000 円	327,000 円
20Mb/s のもの	289,000 円	392,000 円
30Mb/s のもの	315,000 円	457,000 円
40Mb/s のもの	341,000 円	521,000 円
50Mb/s のもの	367,000 円	586,000 円
60Mb/s のもの	394,000 円	651,000 円
70Mb/s のもの	420,000 円	716,000 円
80Mb/s のもの	446,000 円	780,000 円
90Mb/s のもの	472,000 円	845,000 円
100Mb/s のもの	498,000 円	910,000 円
100Mb/s を超えて 1Gb/s までのもの	別途算定する額	別途算定する額
1Gb/s を超えて 10Gb/s までのもの	別途算定する額	—
1Mb/s (バーストタイプ) のもの	76,000 円	89,000 円
10Mb/s (バーストタイプ) のもの	276,000 円	360,000 円

③ プラン3のもの

加入契約回線等 1 回線ごとに月額

区 分	料 金 額
0.5Mb/s のもの	67,000 円
1Mb/s のもの	89,000 円
2Mb/s のもの	133,000 円
3Mb/s のもの	168,000 円
4Mb/s のもの	203,000 円
5Mb/s のもの	236,000 円
6Mb/s のもの	244,000 円
7Mb/s のもの	265,000 円
8Mb/s のもの	285,000 円
9Mb/s のもの	306,000 円
10Mb/s のもの	327,000 円

20Mb/s のもの	392,000 円
30Mb/s のもの	457,000 円
40Mb/s のもの	521,000 円
50Mb/s のもの	586,000 円
60Mb/s のもの	651,000 円
70Mb/s のもの	716,000 円
80Mb/s のもの	780,000 円
90Mb/s のもの	845,000 円
100Mb/s のもの	910,000 円
100Mb/s を超えて 1Gb/s までのもの	別途算定する額
1Gb/s を超えて10Gb/s までのもの	別途算定する額
1Mb/s (パーストタイ プ) のもの	89,000 円
10Mb/s (パーストタ イプ) のもの	360,000 円

イ タイプ2のもの

加入契約回線等 1 回線ごとに月額

区 分	料 金 額
プラン1	2-1-3 (イーサネット方式のもの) (1) (クラス1-1 のもの) イ (タイプ2のもの) ① (プラン1) と同額
プラン2	2-1-3 (イーサネット方式のもの) (1) (クラス1-1 のもの) イ (タイプ2のもの) ② (プラン2) と同額
プラン3	2-1-3 (イーサネット方式のもの) (1) (クラス1-1 のもの) イ (タイプ2のもの) ③ (プラン3) と同額

(4) クラス2-2のもの

ア タイプ1のもの

加入契約回線等 1 回線ごとに月額

区 分	料 金 額
プラン1	2-1-3 (イーサネット方式のもの) (3) (クラス2-1 のもの) ア (タイプ1のもの) ① (プラン1) と同額
プラン2	2-1-3 (イーサネット方式のもの) (3) (クラス2-1 のもの) ア (タイプ1のもの) ② (プラン2) と同額
プラン3	2-1-3 (イーサネット方式のもの) (3) (クラス2-1 のもの) ア (タイプ1のもの) ③ (プラン3) と同額

イ タイプ2のもの

加入契約回線等 1 回線ごとに月額

区 分	料 金 額
プラン1	2-1-3 (イーサネット方式のもの) (1) (クラス2-1 のもの) イ (タイプ2のもの) ① (プラン1) と同額
プラン2	2-1-3 (イーサネット方式のもの) (1) (クラス2-1 のもの) イ (タイプ2のもの) ② (プラン2) と同額
プラン3	2-1-3 (イーサネット方式のもの) (1) (クラス2-1 のもの) イ (タイプ2のもの) ③ (プラン3) と同額

ウ タイプ3のもの

(ア) (イ) 以外のもの

加入契約回線等 1 回線ごとに月額

区 分	料 金 額
プラン1	2-1-3 (イーサネット方式のもの) (2) (クラス1-2のもの) ウ (タイプ3のもの) ① (プラン1) と同額
プラン2	2-1-3 (イーサネット方式のもの) (2) (クラス1-2のもの) ウ (タイプ3のもの) ② (プラン2) と同額
プラン3	2-1-3 (イーサネット方式のもの) (2) (クラス1-2のもの) ウ (タイプ3のもの) ③ (プラン3) と同額

(イ) 100Mb/s を超えて 10Gb/s までのもの  
別途算定する額

2-1-4 総合オープン通信網サービスを利用する方式のもの

利用契約回線1回線ごとに月額

料金額
2-3-2 (総合オープン通信網サービスを利用する方式のもの) と同額

3 加算額

料金種別	区 分	単 位	料金額	月額	
(1) 区域外線路使用料	メタル配線の場合	区域外線路	230 円	100m までごとに	
	光配線の場合		690 円		
(2) 異経路の線路	—	—	別に算定する実費		
(3) 特別電気通信設備使用料	—	—	別に算定する実費		
(4) 回線接続装置使用料	高速デジタル伝送方式	128kb/s 用 メタル配線によるもの	1,700 円	1台ごとに	
		512kb/s 又は 1.5Mb/s (通常クラス) 用のもの	19,000 円		
	ATM方式	端末側インタフェースが光ケーブルのもの TTC標準 JT0G957 準拠のもの	42,000 円		
		ATM-Forum 準拠のもの	38,000 円		
イーサネット方式	100Mb/s までのもの	5,000 円			
(5) 回線終端装置使用料	高速デジタル伝送方式	1.5Mb/s (エコノミークラス) 用のもの	9,500 円	1台ごとに	
	ATM方式	端末側インタフェースがメタリックケーブルのもの	11,000 円		
		端末側インタフェースが光ケーブルのもの	TTC標準 JT0G957 準拠のもの		33,000 円
			ATM-Forum 準拠のもの		29,000 円
	イーサネット方式	100Mb/s までのもの	5,000 円		



	方式	上記以外のもの		60,000円
(6) イーサネット変換装置使用料	高速デジタル伝送方式	128kb/s 用のもの	1台ごとに	3,000円
		512kb/s 又は 1.5Mb/s 用のもの		5,000円
	ATM方式	端末側インタフェースがメタリックケーブルのもの		15,000円
		端末側インタフェースが光ケーブルのもの		20,000円
(7) 配線設備使用料	メタル配線の場合		1配線ごとに	60円
	光配線の場合			2,000円

備考

ア 当社は、イーサネット方式の加入契約回線等（下表の品目等のものに限ります。）について、イーサネット方式の回線接続装置を提供します。

品目	細目
0.5Mb/s から 100Mb/s までのもの	クラス1-1 又はクラス2-1 のもの

イ 当社は、イーサネット方式の加入契約回線等（下表の品目等のものに限ります。）について、イーサネット方式の回線終端装置を提供します。

品目	細目
0.5Mb/s から 100Mb/s までのもの	クラス1-2 又はクラス2-2 のもの
100Mb/s を超えて 1Gb/s までのもの	クラス1-1、クラス1-2、クラス2-1 又はクラス2-2 のもの

ウ 当社は、契約者（イーサネット方式の加入契約回線等（その細目がクラス2-1 又はクラス2-2 であるものに限ります。）に係る契約者であって、イーサネット方式の回線接続装置の提供を受けている者に限ります。）から請求があった場合は、現に提供している回線接続装置の他、1の加入契約回線等につき1台を上限として予備の回線接続装置（イーサネット方式のものに限ります。）を提供します。

エ 当社は、契約者（高速デジタル伝送方式の加入契約回線に係る契約者であって、イーサネット変換装置の提供を受けている者に限ります。）から請求があった場合は、現に提供しているイーサネット変換装置の他、1の加入契約回線につき1台を上限として予備のイーサネット変換装置（高速デジタル伝送方式のものに限ります。）を提供します。

オ 当社は、契約者（ATM方式の加入契約回線に係る契約者であって、イーサネット変換装置の提供を受けている者に限ります。）から請求があった場合は、現に提供しているイーサネット変換装置の他、1の加入契約回線につき1台を上限として予備のイーサネット変換装置（ATM方式のものであって、端末側インタフェースがメタリックケーブルのものに限ります。）を提供します。

第2表 工事に関する費用

第1 工事費

1 適用

区 分	内 容														
(1) 工事費の適用	工事費は、工事を要することとなる加入契約回線等、配線設備、端末設備及びQT PRO VLANサービスワイド取扱局において、1の工事ごとに適用します。														
(2) 品目等の変更又は移転等の場合の工事費の適用	品目等の変更の場合の工事費は、変更後の品目に対応する設備に関する工事に適用し、移転又は他社接続回線接続変更の場合の工事費は、移転先又は接続変更先の取付けに関する工事に適用します。														
(3) 工事の適用区分	<p>工事の区分は次のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事の区分</th> <th>適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 回線接続工事</td> <td>加入契約回線等の設置、品目等の変更、移転又は一時中断の再利用の際に、QT PRO VLANサービスワイド取扱局の交換機、主配線盤において工事を要する場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>イ 回線接続装置等に係る工事</td> <td>当社が提供する回線接続装置等の設置、設定変更又は移転の工事を要する場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>ウ 回線終端装置に係る工事</td> <td>当社が提供する回線終端装置の設置、設定変更又は移転の工事を要する場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>エ 配線設備に係る工事</td> <td>配線設備の設置及び一時中断の再利用等の場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>オ 利用の一時中断に係る工事</td> <td>加入契約回線等及び端末設備の利用の一時中断等を行う場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>カ 付加機能に係る工事</td> <td>付加機能の利用の開始、変更、一時中断及び一時中断の再利用の場合に適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	工事の区分	適 用	ア 回線接続工事	加入契約回線等の設置、品目等の変更、移転又は一時中断の再利用の際に、QT PRO VLANサービスワイド取扱局の交換機、主配線盤において工事を要する場合に適用します。	イ 回線接続装置等に係る工事	当社が提供する回線接続装置等の設置、設定変更又は移転の工事を要する場合に適用します。	ウ 回線終端装置に係る工事	当社が提供する回線終端装置の設置、設定変更又は移転の工事を要する場合に適用します。	エ 配線設備に係る工事	配線設備の設置及び一時中断の再利用等の場合に適用します。	オ 利用の一時中断に係る工事	加入契約回線等及び端末設備の利用の一時中断等を行う場合に適用します。	カ 付加機能に係る工事	付加機能の利用の開始、変更、一時中断及び一時中断の再利用の場合に適用します。
工事の区分	適 用														
ア 回線接続工事	加入契約回線等の設置、品目等の変更、移転又は一時中断の再利用の際に、QT PRO VLANサービスワイド取扱局の交換機、主配線盤において工事を要する場合に適用します。														
イ 回線接続装置等に係る工事	当社が提供する回線接続装置等の設置、設定変更又は移転の工事を要する場合に適用します。														
ウ 回線終端装置に係る工事	当社が提供する回線終端装置の設置、設定変更又は移転の工事を要する場合に適用します。														
エ 配線設備に係る工事	配線設備の設置及び一時中断の再利用等の場合に適用します。														
オ 利用の一時中断に係る工事	加入契約回線等及び端末設備の利用の一時中断等を行う場合に適用します。														
カ 付加機能に係る工事	付加機能の利用の開始、変更、一時中断及び一時中断の再利用の場合に適用します。														
(4) 工事費の減額適用	当社は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。														

2 工事費の額

2-1 2-2（付加機能に係る工事）以外の工事

1の工事ごとに

区 分	工事費の額			
(1) 回線接続等に係る工事	下記以外の工事	2,500円		
	交換機等の工事	3,000円		
(2) 端末設備に係る工事	回線接続装置等に係る工事	高速デジタル伝送方式	メタル配線	5,000円
		イーサネット方式	光配線	8,000円
			8,000円	
	回線終端装置に係る工事	イーサネット方式		20,000円
総合オープン通信網サービスを利用する方式		20,000円		
(3) 配線設備に係る工事	メタル配線		5,000円	
	光配線		12,000円	
(4) 利用の一時中断に係る工事	(1)の工事費の額と同額			

備考
1 上記工事に伴い、引込柱以降において建柱等特別な工事を要する場合には、その工事に要した費用を支払っていただきます。
2 総合オープン通信網サービスを利用する方式の回線終端装置に係る工事については、当社がQ T P R O V L A Nサービスワイドの提供に必要と判断する工事を含むものとします。

2-2 付加機能等に係る工事

区 分	単 位	工事費の額
優先制御機能に係る工事	1の工事ごとに	10,000円

4 付加機能利用料

4-1 加入契約回線等に係るもの

区 分		料金額
(1) 優先制御機能	本機能の利用の請求をした契約者が、イーサネットフレーム又はIPパケットごとにあらかじめ指定した優先順位にしたがってそれらのイーサネットフレーム又はIPパケットを転送する機能	加入契約回線等1回線ごとに月額
	10Mb/sまでのもの	15,000円
	10Mb/sを超えて19Mb/sまでのもの	15,000円に10Mを超える1Mb/sごとに500円を加算した額
	20Mb/sのもの	20,000円
	20Mb/sを超えて24Mb/sまでのもの	20,000円に20Mを超える1Mb/sごとに1,000円を加算した額
	30Mb/sのもの	30,000円
	40Mb/sのもの	40,000円
	50Mb/sのもの	50,000円
	60Mb/sのもの	60,000円
	70Mb/sのもの	70,000円
	80Mb/sのもの	80,000円
	90Mb/sのもの	90,000円
	100Mb/sのもの	100,000円
	100Mb/sを超えて1Gb/sまでのもの	100,000円
	1Gb/sを超えて10Gb/s	200,000円

	備考	<p>ア 当社は、加入契約回線等（イーサネット方式のもの（エクステンドイーサネット方式のものに限ります。）、総合オープン通信網サービスを利用する方式のもの、IPアクセスサービスを利用する方式のもの、インターネットを利用する方式のもの及びモバイル回線を利用する方式のものを除きます。以下この欄において同じとします。）に係る契約者から請求があった場合に、本機能を提供します。</p> <p>イ アの規定にかかわらず、その契約者がこの表の(2)欄に規定する優先制御機能2を利用しているときは、本機能を利用することができません。</p> <p>ウ ATM方式に係る加入契約回線については、その品目が24Mb/s以下のもの（その細目が1芯式のものに限ります。）に限り、この機能を提供します。</p> <p>エ 加入契約回線等の品目が1Mb/s（バーストタイプ）のもの又は10Mb/s（バーストタイプ）のものに係る契約者は、第44条（料金の支払義務）の規定にかかわらず、本機能に係る付加機能利用料の支払いを要しません。</p> <p>オ 本機能は、イーサネットフレーム又はIPパケットを転送する方向により、次の種類があります。</p> <p>（ア）イーサネットフレーム又はIPパケットを転送する方向によらず本機能を提供するもの</p> <p>（イ）イーサネットフレーム又はIPパケットを転送する方向が、収容局設備から加入契約回線等の終端方向である場合に限り本機能を提供するもの</p> <p>カ ATM方式に係る加入契約回線のもの及び加入契約回線等の品目が100Mb/sを超え1Gb/sまでのものについては、オの（イ）に限り本機能を提供します。</p> <p>キ イーサネット方式に係る加入契約回線等（その品目が1Mb/s（バーストタイプ）のもの又は10Mb/s（バーストタイプ）のものに限ります。）のものについては、オの（ア）に限り本機能を提供します。</p>
(2) VLAN 制御機能		<p>加入契約回線等を通するイーサネットフレームに対して、その転送の方向により以下の動作を行う機能</p> <p>ア 収容局設備から加入契約回線の終端方向加入契約回線等へ送信されるイーサネットフレームについて、契約者があらかじめ指定したVLANID（通信の相手となる加入契約回線等を契約者回線群（L2契約者回線群に限ります。）に所属する一部の加入契約回線等に限定するための番号をいいます。以下同じとします。）が付与されていないイーサネットフレームを破棄し、契約者があらかじめ指定したVLAN IDが付与されているイーサネットフレームについてはそのVLAN IDを除去した後に転送する機能</p> <p>イ 加入契約回線等の終端から収容局設備方向加入契約回線等から送信されたイーサネットフレームに対して、契約者があらかじめ指定したVLANIDを付与した後に転送する機能</p>
	備考	<p>加入契約回線等1回線ごとに月額3,000円</p> <p>ア 当社は、QT PRO VLANサービスワイドL2（イーサネット方式（エクステンドイーサネット方式のものに限ります。）以外のものであって、その品目が1Gb/s以下のものに限ります。）に係る契約者から請求があった場合に、本機能を提供します。</p> <p>イ 契約者があらかじめ指定するVLAN IDは1のVLAN IDに限ります。</p> <p>ウ VLAN制御機能2の提供を受けている加入契約回線等について、本機能の請求をすることはできません。</p> <p>エ 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>

(3) プラットフォームゲートウェイ機能		加入契約回線等から、特定設備への通信（仮想チャネルを利用して行うものを除きます。）を行う機能
	備考	<p>ア 当社は、契約者回線群に係る代表契約者から請求があった場合に、本機能を提供します。</p> <p>イ 当社は、本機能により行われる特定設備との通信を、トラフィックフリー機能におけるプラットフォーム回線との通信とみなして取り扱います。</p> <p>ウ 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>

## 第2 線路設置費

### 1 適用

区 分	内 容										
(1) 線路設置費の適用	<p>ア 線路設置費は、区域外線路(異経路による設備費の支払いを要することとなる部分を除きます。)について適用します。</p> <p>イ 移転後の当社契約者回線の終端が区域外となる場合であって、移転前の区域外線路の一部を使用するときは、その部分を除いた区域外線路の部分に限り線路設置費を適用します。</p>										
(2) 線路設置費の差額負担	<p>ア 契約者が現に利用している当社の電気通信サービスに係る契約を解除すると同時に、新たにQT PRO VLANサービスワイド契約を締結して、その場所でQT PRO VLANサービスワイドの提供を受ける場合の線路設置費の額は、次のとおりとします。</p> <p>ただし、区域外線路の新設の工事を要するときは、この差額負担の規定は適用しません。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; padding: 5px;">                 新たに提供を受けるQT PRO VLANサービスワイドの線路設置費の額             </td> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">-</td> <td style="width: 33%; padding: 5px;">                 解除する電気通信サービスに係る契約を新たに締結したものとみなした場合の線路設置費の額             </td> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">=</td> <td style="width: 24%; padding: 5px;">                 線路設置費の額 (残額があるときに限ります。)             </td> </tr> </table> <p>イ QT PRO VLANサービスワイドの品目等の変更の場合の線路設置費の額は、次のとおりとします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; padding: 5px;">                 変更後のアクセス回線を新設するときの線路設置費の額             </td> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">-</td> <td style="width: 33%; padding: 5px;">                 変更前のアクセス回線を新設するときの線路設置費の額             </td> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">=</td> <td style="width: 24%; padding: 5px;">                 線路設置費の額 (残額があるときに限ります。)             </td> </tr> </table>	新たに提供を受けるQT PRO VLANサービスワイドの線路設置費の額	-	解除する電気通信サービスに係る契約を新たに締結したものとみなした場合の線路設置費の額	=	線路設置費の額 (残額があるときに限ります。)	変更後のアクセス回線を新設するときの線路設置費の額	-	変更前のアクセス回線を新設するときの線路設置費の額	=	線路設置費の額 (残額があるときに限ります。)
新たに提供を受けるQT PRO VLANサービスワイドの線路設置費の額	-	解除する電気通信サービスに係る契約を新たに締結したものとみなした場合の線路設置費の額	=	線路設置費の額 (残額があるときに限ります。)							
変更後のアクセス回線を新設するときの線路設置費の額	-	変更前のアクセス回線を新設するときの線路設置費の額	=	線路設置費の額 (残額があるときに限ります。)							

### 2 線路設置費の額

1の当社契約者回線につき区域外線路 100m までごとに

区 分	線 路 設 置 費 の 額	
	メタル配線の場合	光配線の場合
線路設置費	16,000 円	48,000 円

## 第3 設備費

### 1 適用

区 分	内 容
設備費の適用	<p>設備費は、次の設備について適用します。</p> <p>ア 異経路の線路の部分</p> <p>イ 特別な電気通信設備の部分</p>

### 2 設備費の額

設備費の額	別に算定する実費
備考	別に算定する実費の算定方法については、当社が指定するQT PRO VLANサービスワイド取扱所において閲覧に供します。

### 第3表 附帯サービスに関する料金

#### 1 適用

附帯サービスに関する料金の適用については、別記16(支払証明書の発行)、の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容
支払証明書の発行手数料の適用除外又は減額適用	当社は、2(料金額)の規定にかかわらず、支払証明書の発行の態様等を勘案して別に定めるところにより、支払証明書の発行手数料の適用を除外し、又はその料金額を減額して適用することがあります。

#### 2 料金額

##### (1) 支払証明書に係るもの

区 分	単 位	料金額
支払証明書発行手数料	支払証明書の発行1回ごとに	400 円
備考 支払証明書の発行を受けようとするときは、上記手数料のほか、印紙代及び郵送料が必要な場合があります。		

料金表別表 1

(1) イーサネット方式の品目に係る伝送速度

区 分	伝 送 速 度
0.5Mb/s	0.5Mbit/s の符号伝送が可能なもの
1Mb/s	1Mbit/s の符号伝送が可能なもの
2Mb/s	2Mbit/s の符号伝送が可能なもの
3Mb/s	3Mbit/s の符号伝送が可能なもの
4Mb/s	4Mbit/s の符号伝送が可能なもの
5Mb/s	5Mbit/s の符号伝送が可能なもの
6Mb/s	6Mbit/s の符号伝送が可能なもの
7Mb/s	7Mbit/s の符号伝送が可能なもの
8Mb/s	8Mbit/s の符号伝送が可能なもの
9Mb/s	9Mbit/s の符号伝送が可能なもの
10Mb/s	10Mbit/s の符号伝送が可能なもの
20Mb/s	20Mbit/s の符号伝送が可能なもの
30Mb/s	30Mbit/s の符号伝送が可能なもの
40Mb/s	40Mbit/s の符号伝送が可能なもの
50Mb/s	50Mbit/s の符号伝送が可能なもの
60Mb/s	60Mbit/s の符号伝送が可能なもの
70Mb/s	70Mbit/s の符号伝送が可能なもの
80Mb/s	80Mbit/s の符号伝送が可能なもの
90Mb/s	90Mbit/s の符号伝送が可能なもの
100Mb/s	100Mbit/s の符号伝送が可能なもの
200Mb/s	200Mbit/s の符号伝送が可能なもの
300Mb/s	300Mbit/s の符号伝送が可能なもの
400Mb/s	400Mbit/s の符号伝送が可能なもの
500Mb/s	500Mbit/s の符号伝送が可能なもの
600Mb/s	600Mbit/s の符号伝送が可能なもの
700Mb/s	700Mbit/s の符号伝送が可能なもの
800Mb/s	800Mbit/s の符号伝送が可能なもの
900Mb/s	900Mbit/s の符号伝送が可能なもの
1Gb/s	1Gbit/s の符号伝送が可能なもの



別表 基本的な技術的事項

1 高速デジタル伝送方式のもの

(1) 当社が回線終端装置を提供する場合

品目	物理的条件	相互接続回路
1.5Mb/s(エコノミークラスのもの)	ISO 標準 IS10173 準拠	TTC 標準 JT-I431-a 準拠

(2) 当社が回線接続装置を提供する場合

品目	物理的条件	相互接続回路
128kb/s	ISO 標準 IS8877 準拠	TTC 標準 JT-I430-a 準拠
512kb/s、 1.5Mb/s(通常クラスのもの)	ISO 標準 IS10173 準拠	TTC 標準 JT-I431-a 準拠

(3) 当社が回線接続装置を提供しない場合

品目	物理的条件	相互接続回路		
		伝送速度	符号形式	光出力等
128kb/s	2線式インタフェース	TTC 標準 JT-G961 準拠		
128kb/s、512kb/s、 1.5Mb/s(通常クラスのもの)	F04 形 単芯光ファイバコネクタ (JIS 規格 C5973 準拠)	6,312kbit/s	CMI 符号	光出力 -7dBm 以下 使用中心波長 1.31 μm

2 ATM方式のもの

(1) 当社が回線終端装置を提供する場合

品目	物理的条件	相互接続回路		
		伝送速度	符号形式	送出電力等
3Mb/s~24Mb/s (1Mb/s 毎)	UTP-MIC(RJ45) (ISO/IEC603-7 準拠)	25.6 Mbit/s	NRZI 符号	3.4V 以下 (P-P 値)
3Mb/s~44Mb/s (1Mb/s 毎)	F04 形単芯光ファイバ コネクタ (JIS 規格 C5973 準拠)	155.520 Mbit/s	NRZ 符号	TTC 標準 JT-G957 準拠 光出力 -8dBm 以下 (平均値) 使用中心波長 1.31 μm ATM-Forum 準拠 光出力 -14dBm 以下 (平均値) 使用波長 1.27 μm ~ 1.38 μm

(2) 当社が回線接続装置を提供する場合

品目	物理的条件	相互接続回路		
		伝送速度	符号形式	送出電力等
3Mb/s~120Mb/s (1Mb/s 毎)	F04 形単心光ファイバ コネクタ (JIS 規格 C5973 準拠)	155.520 Mbit/s	NRZ 符号	TTC 標準 JT-G957 準拠 光出力 -8dBm 以下 (平均値) 使用中心波長 1.31 μm ATM-Forum 準拠 光出力 -14dBm 以下 (平均値) 使用波長 1.27 μm ~ 1.38 μm

(3) 当社が回線接続装置を提供しない場合

品目	物理的条件		相互接続回路		
	配線設備を 提供しない 場合	配線設備を 提供する場 合	伝送速度	符号形式	送出電力等
3Mb/s~120Mb/s (1Mb/s 毎)	コネクタ F04 形 単心光ファ イバコネク タ (JIS 規格 C5973 準拠) ケーブル SM 型光フ ァイバケー ブル (JIS 規格 C6835 の SSMA-10/125 準拠)	コネクタ F04 形 単心光ファ イバコネク タ (JIS 規格 C5973 準拠)	155.520 Mbit/s	NRZ 符号	光出力 +3dBm 以下 (平均値) 使用中心波長 1.31 μm

3 イーサネット方式のもの

(1) (2) 以外のもの

ア 当社が回線終端装置を提供する場合

品目	物理的条件	相互接続回路
0.5Mb/s、1Mb/s~ 10Mb/s(1Mb/s 毎)	8ピンモジュラーコネクタ (ISO 標準 IS8877 準拠)	IEEE802.3 10BASE-T 準拠
20Mb/s ~ 100Mb/s (10Mb/s 毎)		IEEE802.3 100BASE-TX 準拠

200Mb/s ~ 1Gb/s (100Mb/s 毎)	F04 形単心光ファイバコネクタ (JIS 規格 C5973 準拠) GI 形光ファイバケーブル (JIS 規格 C6832 の SGI-50/125 及び SGI-62.5/125 準拠)	IEEE802.3 1000BASE-SX 準拠
	F04 型単心光ファイバコネクタ (JIS C5973 準拠) SM 型光ファイバケーブル (JIS C6835 の SSM A-10/125 準拠)	IEEE802.3z 1000BASE-LX 準拠
	8ピンモジュラーコネクタ (ISO 標準 IS8877 準拠) 非シールドより対線 (UTP) ケーブル エンハンスドカテゴリ 5 以上 (ANSI/TIA/EIA-568-B.2 準拠)	IEEE802.3ab 1000BASE-T 準拠

イ 当社が回線接続装置を提供する場合

品目	物理的条件	相互接続回路
0.5Mb/s、1Mb/s~ 10Mb/s (1Mb/s 毎)	8ピンモジュラーコネクタ (ISO 標準 IS8877 準拠)	IEEE802.3 10BASE-T 準拠
20Mb/s ~ 100Mb/s (10Mb/s 毎)		IEEE802.3 100BASE-TX 準拠

(2) 特定契約者回線を使用するもの

ア 当社が回線終端装置を提供する場合

品目	物理的条件	相互接続回路
0.5Mb/s、1Mb/s~ 10Mb/s (1Mb/s 毎)	8ピンモジュラーコネクタ (ISO 標準 IS8877 準拠)	IEEE802.3 10BASE-T 準拠
20Mb/s ~ 100Mb/s (10Mb/s 毎)		IEEE802.3 100BASE-TX 準拠
200Mb/s~ 1Gb/s (100Mb/s 毎)	F04 形単心光ファイバコネクタ (JIS 規格 C5973 準拠) GI 形光ファイバケーブル (JIS 規格 C6832 の SGI-50/125 及び SGI-62.5/125 準拠)	IEEE802.3 1000BASE-SX 準拠
	F04 型単心光ファイバコネクタ (JIS C5973 準拠) SM 型光ファイバケーブル (JIS C6835 の SSM A-10/125 準拠)	IEEE802.3z 1000BASE-LX 準拠
	8ピンモジュラーコネクタ (ISO 標準 IS8877 準拠) 非シールドより対線 (UTP) ケーブル エンハンスドカテゴリ 5 以上 (ANSI/TIA/EIA-568-B.2 準拠)	IEEE802.3ab 1000BASE-T 準拠

附 則

(実施期日)

第1条 この約款は、平成23年5月23日から実施します。

附 則

(実施期日)

第1条 この約款は、平成29年1月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

第1条 この約款は、平成29年7月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

第1条 この約款は、2019年2月1日から実施します。